

平成25年12月12日開会

平成25年12月20日閉会

(定例第5回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（12月12日）

| | |
|----------------|----|
| 告 示 | 1 |
| 招集議員 | 1 |
| 議事日程 | 2 |
| 本日の会議に付した事件 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 事務局出席職員者職氏名 | 4 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 開 会 | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定 | 5 |
| 諸般の報告 | 5 |
| 陳情第2号の取下げについて | 6 |
| 一般質問 | 6 |
| 12番 國永美恵子議員 | 6 |
| 3番 松田 規久夫議員 | 17 |
| 9番 西本 篤史議員 | 22 |
| 11番 瀨石 公夫議員 | 26 |
| 6番 高川 喜彦議員 | 33 |
| 議案第47号 | 42 |
| 議案第48号 | 42 |
| 議案第49号 | 42 |
| 議案第50号 | 42 |
| 議案第51号 | 42 |
| 議案第52号 | 42 |
| 議案第53号 | 42 |
| 議案第54号 | 42 |
| 議案第55号 | 42 |
| 議案第56号 | 42 |
| 議案第57号 | 42 |
| 議案第58号 | 42 |
| 議案第59号 | 42 |
| 議案第60号 | 42 |
| 議案第61号 | 42 |
| 議案第62号 | 42 |

| | |
|--------|----|
| 議案第63号 | 42 |
| 議案第64号 | 42 |
| 散会 | 55 |
| 署名 | 56 |

第2号（12月20日）

| | |
|----------------|----|
| 議事日程 | 57 |
| 本日の会議に付した事件 | 58 |
| 出席議員 | 59 |
| 欠席議員 | 59 |
| 事務局出席職員職氏名 | 59 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 60 |
| 開会 | 60 |
| 会議録署名議員の指名 | 60 |
| 議案第47号 | 60 |
| 議案第48号 | 60 |
| 議案第49号 | 60 |
| 議案第50号 | 60 |
| 議案第51号 | 60 |
| 議案第52号 | 60 |
| 議案第53号 | 60 |
| 議案第54号 | 60 |
| 議案第55号 | 60 |
| 議案第56号 | 60 |
| 議案第57号 | 60 |
| 議案第58号 | 60 |
| 議案第59号 | 60 |
| 議案第60号 | 60 |
| 議案第61号 | 60 |
| 議案第62号 | 60 |
| 議案第63号 | 60 |
| 議案第64号 | 61 |
| 議員提出議案第1号 | 63 |
| 閉会中の継続審査（付託事件） | 64 |
| 閉会 | 64 |
| 署名 | 65 |

田布施町告示第44号

平成25年第5回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成25年11月28日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成25年12月12日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

清神 清議員
松田規久夫議員
林山 健二議員
畠中 孝議員
西本 篤史議員
瀬石 公夫議員
藤山 巖議員

河内 賀寿議員
木本 睦博議員
高川 喜彦議員
石田 修一議員
谷村 善彦議員
國永美恵子議員

○12月20日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成25年12月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
定期監査の報告
例月出納検査の報告
議員派遣
常任委員会の調査報告
- 日程第4 陳情第2号の取り下げについて
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第47号
平成25年度田布施町一般会計補正予算(第5号)議定について
- 日程第7 議案第48号
平成25年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第8 議案第49号
平成25年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第9 議案第50号
平成25年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第10 議案第51号
平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第11 議案第52号
田布施町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第53号
田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第54号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第55号
田布施町駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第56号
田布施町スポーツセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第57号
田布施町特産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第58号
田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第59号
田布施町のんびらんど・うましま条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第60号

- 尾津漁港管理条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第61号
田布施町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第62号
田布施町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第63号
田布施町スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第64号
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
定期監査の報告
例月出納検査の報告
議員派遣
常任委員会の調査報告
- 日程第4 陳情第2号の取り下げについて
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第47号
平成25年度田布施町一般会計補正予算（第5号）議定について
- 日程第7 議案第48号
平成25年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第8 議案第49号
平成25年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第9 議案第50号
平成25年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第10 議案第51号
平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第11 議案第52号
田布施町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第53号
田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第54号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第55号
田布施町駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第56号
田布施町スポーツセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第57号
田布施町特産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 7 議案第 5 8 号
田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 5 9 号
田布施町のんびらんど・うましま条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 6 0 号
尾津漁港管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 6 1 号
田布施町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 6 2 号
田布施町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 6 3 号
田布施町スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 6 4 号
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

出席議員（13名）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 清神 清議員 | 2 番 | 河内 賀寿議員 |
| 3 番 | 松田規久夫議員 | 4 番 | 木本 睦博議員 |
| 5 番 | 林山 健二議員 | 6 番 | 高川 喜彦議員 |
| 7 番 | 畠中 孝議員 | 8 番 | 石田 修一議員 |
| 9 番 | 西本 篤史議員 | 10 番 | 谷村 善彦議員 |
| 11 番 | 瀬石 公夫議員 | 12 番 | 國永美恵子議員 |
| 13 番 | 藤山 巖議員 | | |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|------|--------|----|--------|
| 事務局長 | 中田 正美君 | 書記 | 棟安 泰弘君 |
| | | 書記 | 松原 唯行君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 町 長 | 長信 正治君 | 副 町 長 | 富田 辰也君 |
| 教 育 長 | 尾崎 龍彦君 | 総務課長 | 東 浩二君 |

| | | | |
|-----------|--------|----------|--------|
| 企画財政課長 | 西本 重貴君 | 経済課長 | 落合 祥二君 |
| 税務課長 | 岡本 正君 | 町民福祉課長 | 河村 五男君 |
| 町民福祉課長 同格 | 宮尾 秀紀君 | 建設課長 | 川添 俊樹君 |
| 会計室長 | 大島 克己君 | 健康保険課長 | 猪股 勝美君 |
| 学校教育課長 | 水田 貴之君 | 社会教育課長 | 岡本 憲一君 |
| 建設課技幹 | 鳥上 清史君 | 給食センター所長 | 田中 章君 |
| 代表監査委員 | 今井 清弘君 | | |

午前9時00分開会
(ベル)

○議長（藤山 巖議員） ただいまから、平成25年第5回田布施町議会定例会を開会します。これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（藤山 巖議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、松田規久夫議員、木本睦博議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（藤山 巖議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は12月20日までの9日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（藤山 巖議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は定期監査及び例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めています。

定期監査及び例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

○監査委員（今井 清弘君） おはようございます。監査報告、谷村議員監査委員と実施いたしました監査等の結果について御報告を申し上げます。

まず、最初に定期監査ですが、10月7日、11日、15日、16日、18日に行いました。その結果は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

次に、それぞれの月の例月出納検査ですが、平成25年9月、10月及び11月末における一般会計、特別会計、歳入歳出ほか現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、ここに御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 次に、議員派遣について報告いたします。

9月定例会以降の議員派遣は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、常任委員会における調査報告は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

また、地方自治法第121条の規定により本定例会における議案等の説明のため出席を求めたもの及び委任を受けたものの職、氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 陳情第2号の取下げについて

○議長（藤山 巖議員） 日程第4、陳情第2号の取下げについてを議題といたします。

平成25年3月14日に提出されました陳情第2号、町道助政線の拡幅改良に関する陳情は、経済厚生委員会に付託され、継続審査となっておりますが、お手元に配付のとおり、陳情者より陳情の取下げが提出されました。委員会に付託された陳情の取下げについては、議会の承認が必要となります。

お諮りします。本件陳情の取下げについて、これを承認したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。よって、本件陳情の取下げについては、承認することに決定しました。

日程第5. 一般質問

○議長（藤山 巖議員） 日程第5、一般質問を行います。

順番に発言を許します。國永美恵子議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） おはようございます。通告をいたしましたとお尋ねをいたします。

まず、町長にお尋ねをします。10月に世界経済フォーラムが発表しました2013年男女平等指数は、136カ国中、日本は105位で、前年の135カ国中、101位からさらに順位を下げることとなりました。

評価は、経済的な機会均等・教育機会・政治参加・健康と生存の4分野で行われるもので、日本は政治参加において女性国会議員が減り、政治参加で格差が大きいと判断されたことが評価が低い原因ということです。また、経済的平等においては、企業などの管理職に女性が占める割合が少ないことです。数字は世界経済フォーラムが男女格差の是正に向けて2006年から毎年公表しているものです。この数字、日本の順位に対して、町長の御所見をお尋ねいたします。

日本の低い評価さながら、本町の女性農業委員ゼロ、町職員の課長職ゼロ、このように、女性が出ていないところがございます。第2次田布施町男女共同参画プランの重点項目5では、施策等の立案及び決定の場への女性参画の推進を言い、基本目標3では、働く場における男女共同参画の推進を挙げておられます。農業委員は選挙だけでなく、町長が推薦される農業委員枠もでございます。本町の現状は何が問題と思われるかお尋ねをいたします。

男女雇用機会均等法は、9条で妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止を定めております。これには、違反した場合の罰則がないので不十分ではありますが、働く女性の権利を一定程度保証しております。育児・介護休業法の5条では、1歳未満の子供がいる場合、育児休業をすることができることを定めております。本来なら働き続けたいと思う女性は、結婚、出産にかかわらず、働き続けることができるのです。しかし、実際には、第一子の出産を機に6割の女性が仕事をやめるということでございます。

男女雇用機会均等法や育児休業法ができて、女性の活躍の場が広がり、恵まれているように思われますが、数字で格差は明らかでございます。職場や家庭全ての社会生活において男女平等になるには、まだまだ改善策が必要と思いますが、町長のお考えはいかがかお尋ねをいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、質問にお答えいたします。

議員が御指摘された世界経済フォーラムの発表した2013年男女平等指数の日本の順位についてありますが、経済的な平等や政治参加に関する男女格差はいまだ克服されていない課題と思います。

また、これらの分野は、国としての政策・制度づくりが大きく関与していますが、町としてできることから取り組んでいきたいと考えております。

次に、本町の女性の農業委員や町職員の課長職の登用についてのお尋ねであります。

昨年9月から10月にかけて行った男女共同参画に関する意識調査の中で、女性の場合はあなた自身が、男性の場合は妻など身近な女性が、もし、次のような役職についたり、立候補することを依頼された場合、どうしますかという設問でアンケートを行っております。

このアンケート結果を見ますと、自治会長で42.8%、各種団体の代表で42.5%、職場の管理職や役員で36.1%、審議会などの委員で45.3%、議員や町長で65.8%が断る・断ることを勧めると回答されており、また、全ての項目でこうした傾向が男性に比べて女性のほうが高いという結果が出ております。

また、断る・断ることを勧めるとされた理由を聞いたところ、引き受ける能力がない、足りないと思うからと答えた方が64.7%と最も高く、次いで、家庭を優先させたい、優先させたほうがいいと思うからが11.2%、面倒だと思うからが9.1%という状況でありました。

このアンケート結果を見ますと、皆さんの意識に係る問題が男女格差の一番大きな要因ではないかと思うわけであります。

御質問の農業委員の登用についての状況でございますが、本町の農業委員会は、御承知のように、選挙委員10人、農協、農業共済組合、土地改良区、議会から推薦いただいた選任委員4人の計14人で構成されております。残念ながら、現在、女性委員は1人もおられません。私といたしましては、平成27年の改選時の農業委員には、女性農業委員が1人以上おられることを期待しております。

また、現在、町職員の女性の課長職登用がないことにつきましては、組織の年齢構成も一因となっておりますが、これまで女性の課長を任命しておりました。現在も課長補佐5名を任命しております。

今後、これらの共同参画に関する男女格差を少しでも改善していくためには、町が率先して取り組んでいくことはもちろんですが、男女共同参画社会の実現には、町民、企業、行政等が一体となって取り組んでいくことが重要であります。1人でも多くの方々に、御理解をいただくために、広報等による啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） まず、先ほどのアンケート結果でございますが、能力がないとかというようなこともございましたが、一体その意識改革というのは、どういうふうに対応すればいいかを町長が思われるか。また、いろいろな今までの状況の中でこういう数字が出てくるんだろうと思う、そうすると、やはりその意識改革、もう共同参画プランをつくられた時点からそういうことは言われているわけですが、なかなかそこまでいかない。じゃあ意識改革をどうするかというと、プランの中ではどういうふうに具体策を進めるのかということ。

それから、もう1点は女性の農業委員がないのは、県内で、もしかすると田布施町だけじゃないかなと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。随分女性の農業委員を出すために、つくるために、女性の農業団体の方などが努力をしていらっしゃるんです。にもかかわらず、もしかすると、県内で田布施町だけが、女性農業委員がないのかなというのがありますので、ちょっと県内の状況を教えてください。

それから、町の職員の課長職がないということでございますが、私は、これはもともと同じよう

な形で採用されていらっしゃるんでしょうけれども、個々の、もちろん得手不得手も、男性、女性問わず、得手不得手というものがあろうかと思えます。が、最初の段階で男女の差別といいますか、こういうものはなかったのか。昇進であったり、昇格であったりというものが、今まで、きちんと平等にされていたのかどうか、それが行われていれば、女性もしっかりとその時点で、いずれという思いも出てくる。だけど、それがなければ、いつまでも、そういう女性の昇格・昇進にかかわって低い状況であれば、女性の意識そのものが、もうこれでいいんだという思いに変わってくるんじゃないのかなと思うんですね。今までの対応に問題があったんじゃないかなということを思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それじゃあ、第1点の意識に対する質問であります。議員さんも女性の立場でいろいろと改革をしていただいているというふうに認識しておりますが、先般、ちょっと私が議員になった当時の、42市町村の女性議員が何人、あの当時おったかなというのをちょっと調べてみました。42市町村で、女性議員は7人でした。今、合併した以降の女性議員はやはり同じくらい。定員、7人まではいきませんが、5人か6人出しています。それだけ幾らかは県内の町村においては、意識改革されてきて、女性議員の参画が増えてきておるかなというふうに思ったりしながら、意識は、少しだけであるが、だんだん、そういう女性の問題、女性雇用の問題、あるいは、正直言います、人口全体からいいましたら、半数以上のほうが、女性のほうが多いわけですから、女性がもっともっと活躍してもらえれば、つくる必要があろうし、またそういう会に出させていただくことが大事かなという、私自身はそういう認識を持っておりますが、意識改革自体が、簡単に話ただけで、はい、わかりましたという状況で意識が改革できるものじゃないと思えますし、これは、私自身の考えであります。やはり何年か後には、もっともっと男女平等の感覚でそういう参画いただける時代が必ず来るという認識は持っております。

それと、もう1点、農業委員会に対する県内の状況であります。ちょっと私はその辺は調べておりませんでしたので、担当のほうから答えさせますが、本町におきましては、前回までは、女性議員の方になっていただきましたし、またいろいろと、議員が言われるように、関係団体から女性議員を田布施町の農業委員会出してくださいというふうに私のほうに依頼があります。推薦枠の中からは、議会のほうで、以前は國永議員さんも出ていただきました。それ以外の推薦枠の中でお願いはしております。なかなか出ません。そして、町のそういう農業関係団体からも私のところにみえて、町長さん、お願いしますというふうに言われるんですが、みえてる方にあなたの団体はどうですかちゅうたら、うちは到底出せませんという、そういう答えです。いやぜひ出てくださいという話をしても、ちょっとほかに当たってくださいと。お願いにいられてほかに当たってくださいじゃあ、ちょっと私も困るんですが、何とか協力して、しっかり声をかけ合って、団体同士で話してくださいよということをお願いはしております。これもやはりそういうふうに、女性の方がもっともっと意識改革されて、出ていこうよというふうになってくれることを願っているわけですが、県全体については、ほかの関係はちょっと担当のほうからお答えさせていただきます。

もう1点、ということでもいいですかね。ということで。

○議長（藤山 巖議員） 落合経済課長。

○経済課長（落合 祥二君） 県内の農業委員の状況でございますが、かつては田布施だけという時期もございましたが、今、光市さんが、女性農業委員がいない状態になっております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 肝心なところの答弁がちょっと抜けておまして、職員の女性の、それまた後でお答え、今の町長のお話の中で、ちょっと私が訂正をさせていただくんですが、私、確かに農業委員で出ておりましたが、私は選挙で、2回出ましたけれども、選挙で出ております

ので、推薦枠で、議会推薦で出ているわけでもなんでもありません。議員でないときに、選挙で出まして、その後は、ぜひ女性の農業委員をとというのがございましたので、議員でありながら、農業委員の選挙にも出たわけですけど、私は、1人が幾つも兼ねるといのはいいことだと思っていないんです。できるだけ多くの皆さんにこういう役をやっていただくのがいい、田布施町から農業委員が、女性農業委員がいなくなるのはわかっていたんですが、それでも、やはり、ほかの方にとって、兼務はあまりよくないだろうという思いで、私は農業委員に出なかったんです。田布施の状況、それから女性団体の方からも大変強く推されたんでございます。ぜひ出てほしいというお話はあったんでございますが、私の考えで、あえて出なかったんです。で、今非常に残念な結果になっているなど思います。それから、どうも意識改革の面については、大変、ちょっとここで置きます。さっきの残りのがありますので。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 職員のこれまでのいろんなそういう経緯によって、なかなか雇用の問題、あるいは職員の、そういう女性の雰囲気がかみきれないんじゃないかというふうに言われたんですが、決してそういうことはございません。私が議員になった当初から、私になった当初は3名ぐらいの女性の課長さんがおられました。決してそういうわけじゃないと思うんですが、皆、ちゃんとなられた課長さんは最後まで全うされて、立派にやっておられるから、決してそういう雰囲気の中で、課長職がやりづらいという状況、あるいは職員がそういう雰囲気を受けているというふうには思っておりません。そういう障害があるのであれば、これは一番先に解消していかなくちゃいけない私の立場であります。現在の段階でもそういうふうには思っておりませんし、また、そういうふうな女性が思っているならば、しっかりとまた話をしながら聞いていきたいなというふうに思っております。それが今先ほどの答弁で漏れました職員に関する件でございます。

それと、申しわけございません。國永議員さん、議員さんちゅう頭が先に走っておりましたので、議員推薦ではないということとはよくわかりました。議員推薦等も含めてでもちゅうことで、県のほうの団体から要請を受けておりますので、つい頭の中でそう思っておりましたが、女性の農業委員さんがしっかり出られて活躍されることがやはり大事だろうというふうに思っております。これからの農業形態も変わってきますので、その辺もしっかり含めて女性の活躍の場を設ける、そして先ほどちょっと申しましたが、女性がやはり働きづらい、あるいは役職につきづらいちゅう、そういった意識があってはももちろんならないわけですから、そういう意識を持たせないということと同時に、そういう障害を起こすそういうもの自体に、障害があるのであれば、それを取り除いていくことが大事であろうと思います。これがやはり、こういう役場の中だけでなしに、社会全般で、そういう障害するようなことがあるということがないことを求めるわけですから、そういうことがないように、男女しかいない、男と女でできているわけですから、それをしっかりとやっていきたいというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 3人とおっしゃった、以前は保育園の園長も課長の扱いがあったんじゃないかと思うんですけどね、今はそれがなくなっているということで、その辺はどうなのかなという私の思いがございまして。そりゃあ今、保育園、女性、多分保育士の方は女性ばかりでしょうから、当然課長になれば課長職という、無理やりその課長職をつくりなさいというわけではないんですけども、以前との関連でどうなのかなという思いでございまして。それと、今町長がおっしゃったとおりで、いろんな障害は除いていかなくちゃいけないというのが大前提にあるわけですけども。

それで、まず、男女雇用機会均等法、それから育児・介護休業法、こういうものを知らないという方があってはいけません。だから、まあみんな知ってるだろうというような思いではなく、本当に知っておられるかどうか、電話相談などでもやらなくちゃいけないのかというのがあるというのを、育児休業がとりづらいつか、とったら配転させられるんじゃないかとかそういう相談もあるというふうに新聞で読みましたけども、雇用するほうも、働くほうも、ちゃんとこういう法律というのは知っ

ておこなきゃいけないんですけども、その辺りの周知というのも大事になってくるかなと思っております。

もし、結婚とか出産を機にやめなければならないような状況というのが、町内の事業所などにあるのかどうか、町長だけではなくてもいいんですけども、副町長であったり、職員の方であったり、そういう事情を聞いておられることがあるかどうか、そういうことをお尋ねをしたいんですが。

なぜお尋ねするかというと、スーパーなんかのお買い物の途中で、お母さんたちが話していらっしゃる、やめたの、もったいないねとかそういう話をしてらっしゃる。いや、なかなかね、いづらくてねってようなことがあるんですよ。それは、役場の中では多分ないと思うんです。当然きちんと育児休業もとっていらっしゃると思うんですけど。やはり一歩外に出ますと、皆さん、いろんな問題を抱えて、なかなか言いづらいというのが現実だろうと思うんですよ。ですから、そののちどころもしっかりこういう法律があるというのを知らせていかなければいけないんじゃないかな、自分たちの権利、働く女性の権利をしっかりと認識するという、もちろん、参画のプランもあります。そういう中でも、この法律の認識というのをやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、町内に事業所などの問題があるようなところがあつたら教えていただけませんか。聞かれた場合。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私が、今、ある程度知ってる範囲の中にはそういう問題のある企業さんというのはないんですが、まだ、正直言うて、女性だけに育児を依頼するというのがほとんどで、男性育児というのは、実際にはもう認められているんですが、本町内の企業にそういうものがあるかないかというのちょっと聞いておりません。本当はそれをやることによって、長期休暇をしないで働く、継続ができるというのが大事なんだろうと思うんで、その辺は、これからの、先ほど申しましたように、いろんな意味で啓発することと、このことをしっかりと理解していただくようにしていかなければいけないかな、というふうに思っております。女性だけに育児を任せて、仕事を休ませてしまうと、今度改めて仕事に出たときには、大変マイナス部分が出る。それをすぐにやはり同じように働く男性側にも育児をしていくということが大事なんだということをしっかりと啓発しながら、お互いに協力し合うことによって、休む期間の調整が十分できてくるというふうに思いますので、その辺は、今後しっかりと啓発していければというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） またで、いいんですけども、そういう声も耳にしますので、実態というのやはり、町内の実態というの知る必要があろうかなとこのように思います。

それで、これ、新聞記事なんですけれども、日本ユニセフ協会会長の赤松良子さんという方が、男女格差は、日本が105位というのでインタビューに答えてらっしゃるんですね。その中で、ちょっと今企業の、事業所などのことについてちょっとお尋ねしたんで申し上げますけども、企業は利益を大きくするために、なるべく安い労働力がほしい。非正規雇用などですね。そうした仕事は昔から女性が担ってきましたが、その状況があまり変わっていないというのをおっしゃって、で、男女雇用機会均等法ができて、公然とは差別できないが、いろいろまい理屈を考えて安い傾向は依然続いている、こういうふうにおっしゃっているんです。確かに、女性がパートで働く場が大変多いんですけども、町の職員の場合、パート、臨時の中で男女比率はどのぐらいですか。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 比率の御質問でございますが、町が雇用いたします職種がら、女性の方が多い。ほとんど、男性の方というと、給食センターの配送の方とか、日直、宿直の方とか、そういった方で、あとはほとんどもう女性の方、保育や保健の関係でございますので、女性の方が、事実上、一般的にどちらでもお願いしますという方では、ほとんど女性の方が多いというのが現状だろうと思います。数字はちょっと今持っておりません。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） やはり、町も女性が多いということですね。そういうところで、どうしても、町が安くというのは、ちょっと言い方が悪いかと思うんですけども、そういう町だけの問題ではないんですが、女性がパートで働くというのは、フルタイムで働けないというのももちろんあるかと思いますが、一旦仕事をやめると、正規社員、職員、こういうところに入りにくいんですね。専門職であっても、なかなか、臨時であったりとか、パートであったり、こういう方法でしか仕事につけないという状況もありますんで、この辺はしっかり変えていかなきゃいけないと思うんですけども、町長、そういう話が町だけの問題ではないというのは、当然おわかりだと思うんですが、国連の女性差別撤廃条約というのを、町長、御存じでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 国連の女性差別撤廃条約ですか。言葉は聞いたことがありますが、中身はしっかり覚えているわけではありません。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 何でお尋ねをしたかという、先ほど日本の順位を申し上げたときに、低いんですけども、じゃあ高いのはどこかといったら、大体ヨーロッパなんですね。それで、なぜそういうふうになったかというのが雑誌に書いてあったんですけども、国連女性差別撤廃条約に基づく男女平等のルールをつくり、改善を進めてきたから、ヨーロッパ世界の順位が上がってきたということが書いてございまして、この条約は1979年につくられたんですけども、この条約は差別的な法律を変え、法的に制度上平等にすることはもちろん、それぞれの社会で職場でも、家庭でも、社会生活の全てで実際に男性と女性が平等になることを求めているというんです。本当に当たり前のことなんですね。そういう観点でやはり田布施町としても、ぜひぜひ男女平等、しっかりと取り組んでいただきたい。格差もそうですけれども。

このように思いますけれども、実際問題として、なかなか受け皿がない。1つは保育所の問題もあるかと思うんですけども、こういうところでも受け皿がない場合には、やはり町がきちんとしていかなきゃいけない、町が受け皿にならなければいけないと思います。

先日、田布施保育園のことで、ちょっと途中入所を断ったというようなのがございましたね。ちょっとそれで、課長にお尋ねをしましたが、なぜかといったら、保育士が足りない、保育士の準備ができないといいますかね、そういうことだと思うんですよ。そういうときには、やはり町が受け皿になるべきだろうと、私は思っております。これずっとやっておりますと、大変奥が深くございまして、いろんな問題があることをしっかりと町長に認識をしていただいて、決して女性を安く使っていないというわけではございませんので、そのあたりもお考えをいただけたらと思います。

で、2問目に移ります。

○議長（藤山 巖議員） はい。

○議員（12番 國永美恵子議員） 学校図書館について教育長にお尋ねをいたします。

小中学校には、学校図書館法に定められた図書館が設置をされております。子供たちの活字離れが心配されております今日、学校図書館の果たす役割は重要なものとなっております。魅力ある図書館づくりが必要です。学校図書館はあるものの、その立ち遅れが目立ったため、文部省は1993年を初年度とする学校図書館整備5カ年計画をあげ、図書標準を示し、学校図書館の整備充実を図ってきました。その予算は地方交付税に参入するとなりました。この計画は、97年度が最終年度でしたが、町内の小学校ではこの標準に達する整備が十分なされたでしょうか。台帳の上で標準を充たしているだけでなく、児童生徒の読書意欲を引き出すよう内容の充実も行わなければなりません。実は、これは、今申し上げましたのは、私が98年6月議会に行いました質問でございます。その質問の内容の一部でございます。

先日、学校図書館に新聞はありますかと問いかけを目にいたしました。この新聞記事でございますね。新聞広告と言ったほうがいいのかもかもしれませんけれどね、日本新聞協会が出されているもの、そ

れで、その中にあるんですね。学校図書館に新聞はありますか。読んでみますと、私、大変勉強不足であったなという思いがいたしました。

それで、早速、学校教育課にお尋ねをしましたところ、町内の小中学校に現在新聞配備はないということでした。2012年度からの学校図書館図書整備5カ年計画の中に、学校図書館への新聞配備費用をつけ、地方交付税措置するとしております。国は一般財源化するとか、地方交付税算入するとかいいますが、地方交付税の使い方は、地方自治体に委ねられております。したがって、新聞配備がないのでいけないというものではございません。しかし、その自治体の姿勢が問われることと思います。

町の教育委員会が出されております本年度の田布施町の教育の中で、確かな学力を身につける教育の充実、7ページに、学習関係の整備で、校内の読書環境の充実を図り、児童生徒の読書活動を推進すると書かれております。校内図書の充実にも取り組まれていることと考えます。そこで、現在の小中学校の学校図書における整備状況をお尋ねいたします。と同時に、新聞配備についての教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。今、承りました大きく2つの御質問についてお答えをいたします。

学校図書館の、まず図書の充実につきましては、平成5年3月に文部省の初等中等教育局長名で都道府県教育委員会教育長に対しまして、「学校図書館図書標準について」の通知が発せられ、この通知を基準に、本町の学校図書館の図書についても整備をしておるところでございます。

各校の図書の整備につきましては、本年11月末の段階で、到達学校は小学校の2校であります。いわゆる100%を超えているという学校が2校ありますが、小学校の到達率、町内の小学校の平均は93.8%で、中学校につきましては95.4%となっており、100%には届いておりません。予算面につきましても、到達率の低い学校にある程度の重点配分をしながら、県や国の示す基準を達成できるように取り組んでまいっているところでございます。

次に、各学校図書館の新聞配備につきましては、現在、新聞は、今御指摘のように配備しておりません。しかし、新聞配備の目的である、新聞を教材として活用する授業や教育活動、今、NIEと申しております。英語で説明したほうがみやすいと思いますが、Newspaper In Educationと申しまして、言語活動の充実を、新聞を活用してということで、新聞社が積極的な展開をされているところですが、そういった重要性は十分認識しておりまして、各校ともNIEに積極的に取り組んでおり、県内でも先進的な、そういった言語活動の充実を、新聞を活用して教育活動を行っている町でございます。

一例を申し上げますと、これまで教育に新聞を活用している実践校としまして、ご覧にもなられたかと思いますが、田布施西小学校が優秀なNIE活動により、新聞紙面1面に、これは山口新聞でございますが、児童や教師の実践事例を取り上げていただきました。また、麻郷小学校は、子供壁新聞コンクールで、全国3位に相当する賞をいただいております。

また本教育委員会におきましても、平成23年11月に、中国新聞社と田布施町における児童生徒の言語活動の充実と新聞記事の活用等に関する協定を締結いたしております。両者が相互に連携・協力し、本町の所管に属する学校において、新聞社が発行する新聞の記事を活用し、新聞社の社員等の派遣を受けることにより、本町の児童生徒の言語活動の充実が図られるように教育環境の整備にも努めているところでございます。

こうした実績が示すように、単に図書室等に新聞を配備するのではなく、まずは教師がNIEに対する考え方や児童生徒への的確な教材が提供できる力を身につけていくとともに、家庭において新聞等の話題を通して児童生徒の言語活動が充実していくように保護者等への啓発もこれ以上に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 整備率でございますが、98年で小学校が60%、中学校が38%という大変低い数字でございます。そうすると、もうほとんど目標値に近い状況が出てきておりますので、大変安心をいたしました。それに、関わって、今学校のほうで、司書ですとか司書教諭、こういうものはどうなっておりますか。1点お尋ねいたします。

それから、先ほどの御答弁ですと、どういうふうに解釈していいのかなと思ったんですが、教育長は、新聞配備は不要というふうにも聞きとれるような御答弁だったと思うんですけども、そこは本当に不要と思っただけなのか、あるいは必要だけれども、予算つけてくれないからしょうがないというような、こういうお考えなのかどちらなのでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） まず、1点目の司書教諭の配置でございますが、これについては、ご存じのように、県のほうでクラスによって確実につけなさいという基準がございますが、本町におきましては、人事異動で、できるだけ全小中学校に司書教諭が配置できるように取り組んでおりますし、現在、どの学校においても司書教諭が配置されております。当然配置されなければいけない学校につきましては、これまでも100%配置してきております。

2つ目に、学校新聞が不用か、そうじゃないかということですが、不要だとは思っておりません。先ほども申し上げましたように、まずは、学ぶ形をきちっと子供たちに教えていくために、教師がやはりきちとした模範を示していくということです。やはりしっかり教えて、それから自らが新聞を活用しながら学んでいくというそういうことが、俗に言う型から置いていくということで、型破りな人間をつくっていく、型をしなないで、自主的にやらせると型なしの人間になりますので、まずは型をしっかり教えて、そしてやろうということで、今後、もし子供たちがしっかりそういう活動ができる、あるいは予算的にも新聞社の選定であるとか、各クラスか学校か図書館か、そういったものにどのぐらい配備できるということにつきましては、まだ予算的なものを御相談はしておりませんが、今後子供たちの成長過程、あるいは学校の先生方の充実度によりましては、できればそういった新聞等を。図書館につきましては、その分充実させていただいておりまして、子供たちにつきましても図書館でしっかり活用してくださいということで充実をさせていただいているところでございます。決して無駄というふうには思っておりませんので。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） よくわかりました。ストレートに答えていただけるので大変わかりやすく思っておりますし、司書のほうももうきちんと対応していらっしゃるの、本当に充実されてるなと思いました。

それで、子供たちの利用状況というのは、それだけ環境整備されている中で、子供たちの利用状況は一体どうなんだろうかなというのが1点、その子供たちがいつの時間、休憩時間でしょうけれども、放課後とかもあるかもしれませんが、一体どういう時間にどういう利用をしているのかという利用状況を1つと、それから、新聞が必要かどうかというところでございますが、新年度に向けて予算要求はされたんでしょうか。それが1点。もう1つは、子供新聞とか、そういう一般向けの新聞とはまた別に子供新聞とかそういう新聞もいろいろございますので、そのような検討はされたのかどうかをお伺いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、何点かありましたが、最初は利用状況ですね。利用状況につきましては、これ一番頭が痛いところですが、今、各校、全国学力学習状況調査表を見ましても、一番基本は家庭学習と読書です。当然、テストの点をとるために、そういった技術的な指導は要りますけ

ど、そういうことを重々踏まえておりますので、読書の充実につきましては十分やっておりますが、まだまだ私個人としては十分だとは思っておりません。

現在、学校におきましては、校長自らが目標を決めて、廊下に大きな紙を張って、毎日校長先生に読書の感想を言ってくるのかという形で、校長自らが読書活動の充実を図っているところもありますし、また、もしそういった具体的なことにつきましては、学校それぞれ目標値は決めておりますが、特性を持ってやっておりますので、ぜひ校長にまたいろんなそういう面ではお尋ねいただければ、私以上に十分わかるんじゃないかなと、特に、城南小学校なんかすばらしい、もともと国語の先生でもございますし、校長自らが大変すばらしい取り組みをしておられます。我々も町全体としてぜひ学んでやっていこうということで、年間読む図書の本の量を決めるとか、あるいは学級あるいは個人で棒グラフにするとか、各校で年間何本を読もうね、そのためにそれぞれが頑張るって到達し、山に登りましょうというような感じで、すばらしい、子どもたちが本当にやる気になるような取り組みをしていらっしゃると思いますので、ぜひその辺で、各学校の様子も聞きに行かれたらというように思います。

それから、子供新聞と他の新聞の活用、2つ目は町のほうに出しているかということですが、来年度の予算につきましては、そういった予算的なもので予定はしておりませんし、こちらのほうから予算を出してはおりません。もう少し、やはり今のような、先ほど申し上げたような形で取り組んでいこうというように思っています。

子供新聞につきましては、今まで学校の図書館庫の中から子供新聞はとっていたと思います。学校によって。中学校においても中学生新聞というのをやっておりましたが、現在はどうもこの間聞いたところではとっておりません。これは、利用率が少ないとか、先ほどちょっと質問にありましたが、子供たちがいつ見るのかというようなこともあると思います。図書は昼休みをあけておりますし、授業の中で図書をどんどん活用しておりますが、特別子供たちがゆったりとお茶を飲みながら新聞見るとか、そういう余裕がありませんので、なかなか図書の利用が現在では子供たちには難しいんじゃないかなと、そういうこともあって、本当に自主的な利用については、家に帰ってしたらどうかと思うんですが、子供新聞につきましては、私はできればしてやってもいいんじゃないかなとは思っております。また、これは校長とも、もう一回相談しながら、今の状況の中で果たしてまた必要になっているのか、やはり見る子供が少ないので必要ないのか、ちょっとその辺は最近聞いておりませんので、せっかくお勧めいただいておりますし、今度の校長会等でちょっとこの辺はまた質問あるいは協議を試みたいというように思っております。ありがとうございます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） よくわかりました。今教育長の御答弁で私もちょっと思い出して、昔、小学校の教室の後ろに、その誰が何冊読んだかというような棒グラフがあったのをちょっとちらっと思い出しました。それで、子供新聞とかそういうことも、ともかくなんですけども、国がせっかく地方交付税で措置するというんですから、教育長が全く必要ないと思われるんだったら別だけど、そこまでいかないのであれば、一応予算要求ぐらいはされるべきじゃないでしょうかね。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） ごもっともでございます。そのかわりといっちは何ですが、図書のほうを充実していただくように、これについては毎年お願いしておりますし、そういった町のほうにお願いしていただいておまして、先ほど申し上げましたように、図書については、かなり充実してきておりますし、ぜひ全て100%、小中学校とも100%を越えるようにまずはしていきたいというように考えておりますので、できれば、町長さん、ここにおられますが、図書のほうをまずは100%以上達成するように充実してから、その後またそういったことについては、交付税もございまして、考えていけたらなというふうには個人的には考えております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。せっかく国が地方交付税措置するよ、わざわざ新

聞配備というものを言っているわけですから、要求しないのももったいないかなともう単純に言えば、まあ何でも要求されないのかなってというのが、その今までのいろいろな御答弁の中で理解はできますが、せっかくわざわざこういう項目を上げてきているわけですから、何にもしないというのはもったいないような気がするんです。財政状況は財政状況でまたお考えになればいいことなんです、教育長は、やはりその子供の部分でこういう予算がついたんだから、要求ちょっと試してみないと、何もわかりませんので、あってもいいんじゃないかなと思います。

で、次の質問に移ります。

中学校の部活について教育長に引き続きお尋ねをします。滋賀県大津市で中学校部活の朝練習を4年前に中止している。そのきっかけは朝練習に向かう女子生徒が不審者と遭遇したということでした。長野県が中学校部活における朝練習を原則やめるべきだとの方針を出しており、今後県民から意見を募集し、12月に正式に決めるとのこと。全国で注目されているのは、今までの調査で3割前後の生徒が睡眠が不十分、疲れて授業に集中できないと答えていることです。朝練習につきましては、賛否両論ありますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

また、クラブ数は生徒数の減少、あるいは学校側の事情、あるいは生徒の希望、このようなことで、休止、廃部、新設というのがあり得るのかお尋ねいたします。で、生徒の希望、要望は地域の環境や歴史であったり、特に今の社会を反映して多様になっていると思います。そういう子供たち、生徒の思いを大切に新たな機会をつくることも必要であろうかと考えます。部活に対する教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 部活動についてお答えいたします。

まず、中学校の部活動の練習に対する、朝練習の賛否についての御質問でございます。

中学校における部活動につきましては、教育課程外の活動であるものの、学校教育活動の一環として中学校教育において大きな意義や役割を果たしております。

こうした中、この度の中学校学習指導要領改訂におきましては、初めて部活動の意義や留意点、配慮事項等が新たに規定が盛り込まれました。

中学校学習指導要領、総則では、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意することと示されております。

本町、いわゆる田布施中学校におきましては、こうした意義や配慮事項等に留意しながら、朝夕の部活動の指導が行われているところです。

本町の小中学校においては、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を目指して、保護者と連携しながら、家庭学習や早寝・早起き・朝ごはんの習慣の定着に力を入れているところでありまして、部活動の朝練習については、睡眠不足や授業への影響が出ないように、十分配慮して活動が行われております。

現在、田布施中学校では、13の運動部のうち、4つの部が朝練習に取り組んでいるところですが、朝の活動時間は7時30分から8時までと決めており、試験前や流感の発生時期、あるいは学習や健康・安全等への影響が懸念される場合、朝練習を中止するような措置がとられております。

このように、学習面や健康面に十分配慮しながら、心身の鍛錬は言うまでもなく、対外試合等においても一定の成果を出せるよう顧問と生徒が一体となって活動に取り組んでおり、朝練習も有効に機能しているものであるというふうに考えております。そうした効果がありまして、御案内のように各大会において素晴らしい成果を収めている部もございます。

次に、生徒数の減少や学校方針、あるいは生徒の希望によって部活動の休止・廃部・新設等はあるかとの御質問です。

部活動の数、種目でございますが、つきましては、生徒が1,000名近く在籍していた時代に比

べて多少は減少しておりますが、これも、特殊な活動場所や指導力を要する水泳とか弓道、これにつきましては、町のスポーツクラブに移管をして継続的に活動しておるよう、地域と一体になって生徒のスポーツ活動を支えていただいております。

近年、生徒のスポーツに対するニーズが多様化しております、サッカー、体操、レスリング、フェンシング等、現在、田布施中学校の生徒もそれぞれのところで取り組んでおまして、各学校での条件整備や教職員による指導が困難な種目につきましては、こういった種目につきましては、町スポーツクラブや町内外のスポーツクラブや団体等で活動できるよう、スポーツの活動条件が進んでいる、活動環境が進められているというところです。

部活動の休止や廃部・新設につきましては、生徒数の減少や学校職員の勤務の諸条件と福祉の改善・向上等への配慮等によりまして、これまで行われていた部活動を維持することが大変難しい状況になっておまして、新設等につきましてはさらに厳しい状況です。しかし、生徒の多様なニーズの高まりの中で、学校の部活動において多様なニーズへの対応が困難になっている状況下では、町スポーツクラブや町内外のスポーツクラブ・団体の充実等地域と一体となった取り組みに大きな期待を寄せているところでございます。

以上で終わります。

- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。國永議員、その前に残り6分。
- 議員（12番 國永美恵子議員） はい。大変よくわかりました。位置づけがはっきりしたということでしょうか、今の御答弁ですと。クラブ活動。
- 議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。
- 教育長（尾崎 龍彦君） それは、朝練習ですか。
- 議員（12番 國永美恵子議員） いえいえ、済みません。ちょっといいですか。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） 最初の御答弁ですね、いろいろおっしゃった中で、私が感じたのは部活の位置づけというものがはっきりしたということかなと、御答弁の中からそういうふうに解釈したんですが、そういうことですか。
- 議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。
- 教育長（尾崎 龍彦君） おっしゃるように、これまでは部活動というのが宙に浮いたような形で、学校の教育活動ではない。だけど、依然と教師はそのいろんな仕事がある中でそれに携わらなければいけないということが、昭和40年、50年ぐらいから、相当部活動が盛んになってきました。生徒が増え出してから。そういった中でこれではいけないと、けがの問題であるとか、指導の問題がある、教師の勤務時間、そういったことがありまして、こういった新しくこの度の指導要領に、先ほど申し上げましたように位置づけて、部活動が教育外の活動ではあるけど、重要なんだということを位置づけさせていただいて、部活動をやっている教師が浮かばれるというか、そういうことで、部活動についても、4時間を超えるものについては、多少の手当は出るというようなことが出てきました。ですが、そうはいつでも、まだまだ教育外活動でございますので、なかなか部活動については、教師の指導の時間の確保とか、そういった面でほとんど環境整備についてのそういった条件は整っておりません。ただ、学習指導要領に重要であるということが位置づけられたということで、解釈できるんじゃないかなというように私は思っております。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。クラブ数が増えるということはないのかなというふうに思って、教育長もちゃんとわかっていらっしゃって、子供たちのニーズ、生徒のニーズというのをわかってらっしゃる。

城南中学校の卒業式に行きますと、子供たちが、一人一人が立って、将来何になりたいかというのを発表するんですけども、今、随分前でしたら、スポーツ選手はもう野球選手というのが一辺倒だ

ったように思いますが、今おっしゃったように、サッカーであったり、体操であったり、いろんなものがございまして、特に、男の子でもパティシエというのがあるので、もう本当に世の中の、社会を反映した、子供たちの将来に向けての希望だなと思うんですが、クラブ、中学校に上がると、それが外でのクラブとかということになれば、個人が道場に行ったりとか、レッスンを受けたりのようなものになれば、それはまたそれにつながっていくんでしょうけども、実際にはそういうものは中学校では、例えニーズがあってもおやりにならないということなんでしょうね。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） できれば、いろんな部活動を全部、学校でできるように取り組んでいければそれはすばらしいことだと思いますけど、教師がそれぞれの専門性を持ったもので採用されるわけではなくて、本当に先ほどありましたように、生徒の自主的・主体的な参加によってということが基本になっております。ですが、言葉はそう出ておりますけど、実際、生徒に自由にやらせよったんじゃあ、もうまず生徒指導で問題が起こってきます。そういうことがありますので、やはり、この辺はかなり国が示しているニュアンスと違います。だけど、私はこの中に、ここに直接出てはおりませんが、地域と一体になって、今後子供たちが少しでも多様なニーズに対応できるような取り組みを町全体でやっていくということで進めていかないと、難しいし、学校におきましても、今コミュニティスクール授業というようなことがありますて、やがて、そういったことも具体的にやっていくような時期が来るのかなというように思っております。そういう中で地域と一体となって、この子供たちができるだけ多くのスポーツに取り組めるように、これ今から少子化していく、あるいは高齢化社会の中で子供たちを誰がどうやって育てていくかということが大きな問題でございますので、こういったものを、今後腹を据えてまた取り組んでいかなければ行けないかなというように思っております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。そうしますと、子供のそういう希望をかなえたりするには、地域で取り組むのがとおっしゃった、その地域で取り組むことに対して、教育長が先頭に立っておやりになるというふうに考えてもよろしいでしょうか。

それと、もう1点は、朝練習を子供とか、自主的にとかいろいろあるでしょうけれども、いろんな意見がございまして、保護者であったり、教師も大変だろうと思うんですね。遠くから来られる先生はさらに早く起きて出てこなきゃいけない、そういう大変な面もあるでしょうけども、子供たちであったり、保護者であったりに朝練習について意見をお聞きになったことがございましてか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 朝練習については、これは、保護者と顧問、その会合とか、そういった部活動参観とか、そういったものがありまして、逐一、対外試合とかありますので、保護者と顧問につきましても連携が取れているというように思っております。だから保護者が反対しているのに、朝練習をやっているというようなことは、当然これはできませんし、了解のもとにやっていると。また、部活延長等も、いつか申し上げたかもわかりませんが、これについても、延長については保護者の同意を得て、女の子であれば、必ず迎えに来て一緒に帰っていくというようなこと、具体的にそういった安全安心についても、きちっと決まりを設けて進めてまいっております。

だから、私が積極的にということではありますが、当然スポーツについても前面に出てやっていきたいと思っておりますし、町は特に町のスポーツクラブにつきましても、今後ともますます充実していくように努力していかなければならないというように思っております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員ですが、残り時間がございません。

○議員（12番 國永美恵子議員） はい、わかりました。終わらせていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、國永美恵子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） 次に、松田規久夫議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 一括質問、一括答弁、2回目より、一問一答で、いずれも、2問、町長へ答弁をお願いいたします。

最初の質問は、焼却場撤去の取り組みについてと題しまして、ここに、10月17日付の日本経済新聞を持ってきております。1面のトップ記事に、「公共施設撤去しやすく再開発へ地方債解禁」こういうふうに1面トップ記事に載っていますが、私、この記事を読みまして頭に浮かびましたのが、前回、9月議会で田布施町、この庁舎の耐震化ということで、田布施工業跡地の利用を提案いたしました。で、山口県がモデル事業として、例えばその、地方債を利用して再開発をしても、採算性が僕、どう考えても、田布施町のこの田舎じゃあ見込めないと思いますので、県の——田布施が決めることじゃありませんから——機会あるごとに山口県のほうへ田布施工業跡地の譲渡を、町長に機会あるごとに働きかけていただくということで、頭に浮かんだこの田布施工業のほうは置いときまして、焼却場のほう1本に絞りまして質問をさせていただきます。

この新聞記事の内容は、地方自治体が老朽化で撤去していない公共施設の取り壊し費用を総務省は地方債で賄えるように来年度から実施する方針とあります。そこで、町内に放置されている焼却場、旧熊南環境衛生組合事務所、これの撤去に取り組むべきと考えまして、質問させていただきます。

現在、施設は周東環境衛生組合が所有していますが、撤去費用の負担は田布施、平生、この2町となっております。熊南総合事務組合の撤去に係る工事費の積立期間の満了を待たずに、金利の安い今、環境問題解決のためにも借金してでも撤去に取り組むべきと思います。町長、やるなら今でしょ。町長の答弁によって、私が倍返しだ、このように発言することは考えておりません。もっとも冷静な町長としては、私が仮に倍返しだと言っても、じえじえじえと驚かれるようなことはないと思います。日本伝統のおもてなしの心で丁寧な答弁をお願いいたします。

それでは、次の、2問目に行きます。この、マイナンバー対策については、確か、前々回の6月議会で高川議員が質問されたと思いますが、私はちょっとまた違った角度で質問させていただきます。

情報産業を中心に大いに経済界も取り組み、コンピューターの2000年問題は市民生活に影響なく、新しい年を迎えることができました。

ところで今、水面下で2015年問題が叫ばれております。自治体のマイナンバー処理でシステムエンジニアの数が不足するという問題であります。田布施町に、ナンバー処理を要するシステムはどれくらいあるんだろうと疑問に思い、質問することにしました。

- 1、来年度から間に合うように対応するのか。もう既に始められておられるのかはわかりませんが。
- 2、対応を要するシステムはどれくらいあるのか。
- 3、2015年度に向けて作業の工程表はできているのか。
- 4、システムに要する改修経費は概算どのくらいか。
- 5、田布施町の負担はどの程度で補助金はあるのか。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、松田議員さんの2点の質問に対して順次お答えしてまいります。

1点目は、熊南環境衛生組合事務所を総務省の地方債を活用し、早期に撤去に取り組んではどうかとのことのお尋ねであります。

御指摘の件につきましては、熊南総合事務組合で審議決定されるものであり、御質問に直接答弁することは差し控えさせていただきますが、これまでの経緯と取り組みについて御説明させていただきます。

熊南環境衛生組合は、昭和61年9月に周東環境施設組合とごみ焼却施設の譲渡契約、土地使用貸借契約、覚書書を締結され、旧ごみ焼却場は周東環境衛生組合の第2工場となりました。その後、平成15年に組合で第2工場廃止届を県に提出され、平成16年11月に、第2工場の熊南環境衛生組合への返却もしくは解体の要請をされております。そのときの覚書書によりますと、施設の解体及び

撤去並びに整地などの処分費用は、全額田布施町と平生町が負担するものとなっております。

この撤去工事につきましては、アスベストの除去費及びダイオキシン対策が必要であり、約8,000万円という多額の費用が発生します。このため、平成22年度より熊南総合事務組合清掃施設整備基金条例が施行され、平成22年度に1,000万円、平成23年度に1,000万円、平成24年度に2,000万円、平成25年度に1,000万円、合計5,000万円の基金の積み立てがされています。現行の地方財政法では、公共施設の解体するだけの工事で地方債の対象外とのことでありますので、今後も予定される金額までの積み立てを計画どおりに行えるものと聞いております。

なお、松田議員の御提言につきましては、熊南総合事務組合の管理者である平生町長にお話をさせていただきます。

マイナンバー制度の件、続いて2点目です。マイナンバー対策と2015年度問題についてのお尋ねですが、「社会保障と税に関わる番号制度」、いわゆるマイナンバー制度に関わる本町のシステム整備・構築についてお答えします。

1つ目の、来年度から間に合うように対応するのか、という御質問でございますが、平成27年10月に個人番号の、付番・番号の通知を行い、平成28年度1月から番号の利用開始に向け、制度の適切な運用が図られるよう対応してまいりたいと考えています。また、平成26年度の対応につきましては、国が示している地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインに沿いまして、システムへの影響度調査、住基システム、税のシステムの改修及び重複宛名の番号を統一する連携サーバーの構築を想定しております。

2つ目の、対応を要するシステムはどのくらいあるのかという御質問でございますが、人事・給与などの内部系システムと、住民情報などの基幹系システムの業務数は、現在41業務あり、そのうち平成26年度と27年度にシステム改修を要する業務は25業務と分析しております。また、その他の業務で今後、特定個人情報を利用する可能性がある業務は11業務と想定しております。

3つ目の、2015年度に向けて作業の工程表はできてるのか、という質問でございますが、国が示しているシステム改修におけるポイントを参考に、本町のベンダーである富士通株式会社が番号制度におけるマスタスケジュールを作成しており、これによって進めることとしております。また、個別業務の詳細スケジュールについては、来年1月以降に設計の要件定義が国から示された後に策定する予定となっております。

4点目の、システムに要する改修経費は概算どのくらいかという御質問でございます。今のところ、概算経費について詳細が未定で、ベンダー側からの明確な金額は示されておられません。本町の改修経費は、ツール開発を含むシステム改修のパッケージソフトの購入を予定しており、現在、国の対応から予算措置は来年度の6月補正で対応せざるを得ないと考えております。

なお、参考までに、国が試算した人口規模、システム類型別の事業費では、住基・税システムの改修経費は約1,400万円、社会保障関係のシステム改修経費は約5,000万円、ハードウェアのリース料の保守料などの経常経費は約400万円程度と試算されております。

5つ目の、田布施町の負担はどの程度で補助金はあるのか、という御質問でございますが、番号制度は国の社会的な情報基盤であることを踏まえ、情報セキュリティの確保に万全を期するとともに、システム及びネットワークの構築、運営や制度導入に伴う既存システムの改修などにかかる費用は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないように、国が責任を持って財源を補償することが不可欠と考えております。

また、地方公共団体のシステム改修費用については、法令で地方公共団体に事務処理を義務づける場合は、法定受託事務か自治事務かに関わらず、地方自治法に基づいて国が財政措置を講じることになっているとして、改修費用を基準財政需要額に参入した上、地方交付税を算定する方針であると理解をしております。

今後も、国や県の動向を注視し、システム改修経費に係るその他の補助金や交付金など、情報収集

に努めてまいりたいと考えております。

最後に、2015年度問題でございますが、番号制度の対応のため、システム開発の業界では、情報システム構築や改修を手掛けるSEの不足が報道されておりますが、本町のベンダーやソフトウェアの開発元へ確認したところ、人員の確保はできているとの回答でございます。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） それでは、1問目のほうから。

撤去に要する費用は、平生町と田布施町の2町でされるということですが、具体的なその費用の配分と言いますか、50対50とか55対45とかですね、こういう辺りは、話は煮詰まってるんでしょうか。

それともう1つ、まとめて、所有者が周東で、撤去するのはその熊南というふうに考えられるんですが、何事も、その単純にするためには、従来熊南のものを周東へ持ってったんですから、今度撤去では周東のほうからまた熊南のほうへ戻すとかっていう辺りもその平生町に働きかけられるっていうふうな、こういうお考えはどうでしょうか。この2点をお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 撤去費用につきましては、別に平生と田布施町のでなしに一部事務組合でやっておるわけ。行政組合が今、そういう状況で取り組んでおりますので、平生から田布施のほうっちゃうのは一切協議もしておりませんし、話もしておりません。

それと、周東環境衛生組合からということですが、先ほどの答弁の中にもお答えしましたように、過去にそういう経緯、話、契約をしておりますので、それに従ってやっていくということ。そして、今でこそ変わっておりませんが、熊南事務所の管理者というのは本町と平生町で交代制で2年か3年ごとにこう変わるという状況の中でやっておりました。私になりましてからはやっておりませんので、過去のいろんな調査を見ながら、熊南との関係は引き続いて一部事務組合、田布施、平生、ちゅう形で協議をさせていただいてるという状況でありますので、御質問いただいた件等は管理者である平生町長のほうにしっかりとその趣旨を説明して、できるだけ早くあそこの処理場は処理しなきゃいけないというのはよくわかっております。以前の議員さんからも再三、熊南議会議員さんからも指摘をいただいておりますので、今後もできるだけ早くそういう状況等踏まえ、国のそういう、予算があるのであれば、その辺もしっかり踏まえた上で協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） アスベスト、ダイオキシン、こういう環境問題もありますんで、今後もずっと放置するっていうんじゃないんで、極力早目という形のを田布施町長として一部事務組合のほうへ働きかけてもらいたいっていうふうに思いまして、2問目に移ります。

24年度決算で、ざっとコンピューターに関するというふうに思われるものを、自分なりに拾ってみたんですよ。端末機の使用料は別にして、委託料と使用料で、一般会計がおよそ8,000万円ぐらい、特別会計が2,000万円ちょっと超えてるような感じで、1億円を超えてるような状況ですが、田布施町の50数億円の——あ、そう、一般会計は50数億円ですが——田布施町の財政規模を考えたときに、この富士通さんのコンピューターを使用してる町のシステムの、僕は1億円っていう金額は改修費、使用料考えた場合、多いんじゃないかっていうふうに僕、個人的には考えてるんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） あの、ちょっと予算的な、金額的な面について、私が担当のほうから答えさせますが、正直言いまして、この電算に関わるコンピューターに関しては、過去にいろんな条件がありまして、急遽メーカー撤退というような状態があって、今回富士通、その段階では議員さんの了解を得て、富士通さんに契約をしていただいたということになります。

そして、その間におきましては、S Eさんと、しっかりとうちのほうの業務が遂行できるようにということで、今もそういう契約の中で指導を受け、あるいは話をしながら職員と調整しながら利用しているという状況であります。

今回、電算関係、全国でマイナンバーの関係ですけど、全国で稼働が急ぐという状況でありまして、本町だけの問題ではなしに、全国の市町村が困っているという状況でありまして、先般4日の日に私ども、先進地ということで、もう組合をつくって14市町村が1つのクラウドという1つの書式の中で電算をやってマイナンバー含めて対応しようとするところも視察してきました。ただし、その条件がいろいろ市町村によって違いますので、今まで支出してる金額、かけた金額、今後かかる金額ということで全て予算的な措置が全部違ってきます。その辺を大変難しく計算していかなきゃいけないということで、まだ確定はしておりません。

本件の場合も確定しておりませんが、これからその辺を踏まえていろいろと再三協議していくんだらうと思いますが、いい機会かもしれません、国が——先ほど答弁申し上げましたよう——国の金でやるんだよというのが基本になってくれば、参加できる可能性もあるんですが、ただ、これまでかけた費用が全部無駄になるようなことはしたくないし、あるいは、そのいかに便利よく、それを使うか、利用するかというのが基本になってきますんで、それぞれ温度差が実際にありますので、精査しながら今後、協議をしていきたいと思えます。

費用的な面等については。

○議長（藤山 巖議員） 富田副町長。

○副町長（富田 辰也君） 今、御質問の、委託料、使用料につきましては、事前通告をしていただいておりますので、ちょっとうちのほう、ちょっと精査してまた御答弁をさせていただきたいと思えますが、全部が富士通ではないということです。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 先ほど述べられました町長によりますと、山口県なら山口県が、例えば田布施も平生も光も、全て同じようなことをいろんなメーカーさんあると思えますけど、同じようなことをやっていますんで、山口県なら山口県にメインのコンピュータを置いて、それで防災上も、その安全を期するためにサブ、予備を周南でも田布施でも構わんですが、そういうところ置いて、防災上も、重複した作業がないように、これ、合理化というんですか、そういうふうなことをやれば、国のほうの費用抑えられるということ、ましてや我々国民の税金の効率的な使い方ができるっていうことでありますから、ぜひとも上部団体のほうへ町長が言われたようなことを働きかけてもらいたいと思えます。

それで、富田副町長が言われましたが、精査のほうは結構なんですけど、具体的に、この1億円っていうふうなこの金額が、僕個人は多いというふうにした。というのが、プールの改修とかっていうふうな構造物は目で見えるじゃないですか。それで、コンピュータとかっていうのは目に見えんものですから、例えばその業者さんの言いなりで、目に見えん部分ですから、お金のほうも税金を余分に、こう払ってるんじゃないかっていう懸念がありますんで、ちょっとこの1億円っていう金額についてどういうふうにお考えかを聞いただけで、はい。精査はいりませんから、金額が多い、少ないかぐらいは、僕は多いっていうふうに感じとるんですが、どんなもんでしょうか。この返答は難しいでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） あの、松田議員さんのほうはその辺は詳しい専門家だというふうに質問を受けたんですが、この金額が高いか安い、多いか少ないかちゅうのはちょっと私どもも。印鑑は皆、自分がつかんにゃあいきませんから、回ってきたら確実にチェックするんですが、随分払う、費用がかかるんだなと思いつつ見ますが、よその自治体と先般話したら、やはり同じようにかかっているし、メーカーも違うし、下請けがやって全部代行してやっているとこなんか、うちよりか余計払ろ

うちよるところもあつたり、皆、違いがあるんですよ。じゃけえ、これは正当な金額の支出という風に私は認識して印鑑をついてるんですけど、よそと比較する以外に、田布施町だけで判断しなさいちゅうたらちょっと多いか多うないかちゅうたら妥当だ、というお答えにさせていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 最後に1つ。細かいことをちょっと質問しますが、今年から議員、毎月のように勉強会を開いております。先月は猪股課長に国民健康保険についていろいろ教えていただきました。その中でも質問なんかもしたんですけども、先ほどの経費の削減とかっていう思いで、1つ、国民健康保険の医療については、賦課方式が4方式、3方式、2方式とありまして、医療については3方式を適用してる。介護については2方式で、県内的にもちょっと田布施町、賦課方式、ちょっと県内的にも違うような。そのときは何も気がつかなかつたんで、帰ってちょっと資料等見て、あれ、何でなんだろう、ひょっとして、例えばこういうコンピュータに関するような条件を3方式なら3方式を全てに適用するほうが安くできるんじゃないか、これは町民の了解のもとということもありますけど、費用だけ見たときに、統一したほうが素人考えでいいような気がしますので、なぜその、3方式と2方式、もし3方式統一したらどのようになるかっていうのがちょっと気になったもので、お尋ねしてみます。

○議長（藤山 巖議員） ちょっと、松田議員、提案の趣旨からちょっと外れておりますが、ひとつマイナンバーの本旨に戻して御質問してください。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。それじゃあ、やめます。

○議長（藤山 巖議員） 執行部から答弁させませんから。

○議員（3番 松田規久夫議員） はい、わかりました。それじゃあ、質問を終わります。個別にまた後日、聞きに行きます。ありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、松田規久夫議員の質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時45分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩を取り消し、本会議を再開します。

次に、西本篤史議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 西本でございます。3問ございます。全て一問一答で、教育長、町長、お願いいたします。

最初に、古墳の管理についてお尋ねいたします。

本町は、古墳の町と言われるほど大小たくさんの古墳があり、有名なものが、後井古墳、国森古墳、稻荷山古墳、納蔵原古墳などがあります。長い歴史を経て、これらの貴重な文化財を後世に引き継ぐ上で、当然、適切な管理と必要な修復等をしていかなければならないと思います。しかしながら、大波野の納蔵原古墳を訪れてみると、草が生い茂り、看板は倒れて字は見えない状況でありました。観光案内に載っているのであれば、地元自治会や地主との協議の上、もっと適切な管理をすべきと思います。

また、大波野以外の町内の古墳等の埋蔵文化財の保護、管理について、どのように取り組んでいるのか、お尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（藤山 巖議員） 教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それじゃあ失礼します。今の御質問にお答えをいたします。

古墳等の管理につきましては、まず、納蔵原の納蔵原古墳の管理についてのお尋ねでございますが、納蔵原古墳につきましては、県や町の指定の史跡、または指定に足る史跡ということで、町が管理を行うべき史跡の1つと位置づけております。そうした位置づけの中で、これまで地元の方に草刈り等をお願いしながら維持に努めてまいりました。しかし、数年前から管理をしていただけなくなったことから、町のほうでシルバー人材センターなどを活用しながら草刈り等を行ってまいりましたが、御指摘のように、平成24年度、25年度につきましては、草刈り等、実施しておりません。議員の御指摘を受けて、早速職員に草刈り等を指示したところでございます。

今後は、再度地元の協力も仰ぎながら対応してまいりたいというふうに思います。

また、大波野以外の古墳等の管理についてですが、草刈り等は町が管理を行っていく古墳につきましては、先ほど申しあげました県・町指定の史跡または指定に足る史跡ということで、具体的には県の指定になっております後井古墳、国森古墳、町の指定になっております木ノ井山古墳、そして、町の指定に足る史跡である納蔵原古墳及び石走山古墳の5カ所を対象としていますので、この5カ所の古墳につきましては町としても管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 先日、行ったときに、まだまだ、1週間くらい前に行ったんですけど、まだ草が生い茂って、中の、あの入り口、看板が立つ取るんですけど、「危険入るな」というのですね、その周りはまだ草ぼうぼうで、まだ何もされてない、草を何年も刈ってないような状況なんです。これ、夏にちょっと近くに私のとこの墓がありますんで、ちょっとついでに古墳、見に行っただんですけども、古墳の「納蔵原古墳」という立て看板がこう、あつたんですけども、これが倒れてから、あの部分、ちょっと悲惨な状況じゃったもんですから、教育委員会の方にちょっと言いましたら、その看板は撤去されておりました。それで、中の看板も、字が全然見えない分も、ちょっとえぞり書きして濃く見えるようになっておったんですけども、この辺の、どういう状況で管理しとるか地元の自治会長も全然私や知らん、何も聞いてない、そういう状況で、もっと地元で自治会長なり、そういった連絡網をもっと徹底して、自治会長も2年に1遍変わってまいりますので、その辺の連絡とかあの辺の伝達事項、その辺をちょっと徹底して、もっと管理体制を徹底していただきたいと思っておりますので、どうでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 御存じのように、たくさん古墳がある中ですが、今言うように、申しあげた古墳につきましては、今後とも地域の皆様と御協力を仰ぎながら、町としても責任を持ってチェック、管理ということについてはしていきたいというふうに思っております。大分体制も整いつつありますし、今まではなかなかそういう状況ではありませんでしたし、一時、いろんな団体等でどんどん拡張的に観光というような形で進めておられましたし、町も基準も出しておりませんでした。そういうことから、御案内のように、今日こういった御指摘もいただいておまして、きちっとした場所を決めてやっていけたらと思っております。

また、それぞれの観光協会とかそういった団体の御協力を仰ぎながら、また文化財審議委員等の御意見もいただきながら、きちっと整理するちゅうか、守るべきところはきちっと守っていくという形、また地域の方にお願ひするところはお願ひしていくということで行きたいと思っております。

一番ネックは、ちょっと申されましたように、区長さんも変わったり、お願ひした人が体調が悪くなったり、なかなかその辺でつなぎができてこないところが苦慮してるところでございますが、またちょっと事務局としても知恵を出して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） もっと連絡事項とかやっていただいてから、ぜひ、町の財産ですから、大切にしていきたいと思っております。

続きまして、第2問のほうに移らせていただきます。

県道周東田布施線の今後の計画についてお尋ねいたします。県道周東田布施線の小行司東畑地区の500m区間で拡張工事が始まり、今年度中にこの区間が完了することとあります。この路線の最も難所である東畑地区から落合地区間は、県でどのような改良補修を検討しているのか。県との具体的な協議をされたのか、今後の計画を問います。よろしくお願ひします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

県道周東田布施線の今後の計画についてのお尋ねであります。県道周東田布施線の改良につきましては、県が地元要望を踏まえ、離合困難箇所である小行司東畑地区において、平成21年度から事業着手し、今年度において予定されていた400mの計画は一部の用地買収を残して完了いたします。

しかし、光市境から市明までの区間には、急カーブの箇所や見通しの悪い箇所などがあり、引き続き県に対して予算要望してまいります。

また、今後の道路改良につきましては、県が道路改良計画に基づき道路整備の方針を決めていくこととなりますが、現時点での見通しにつきましては、急カーブを解消するための工事を優先し、その後、見通しの悪い箇所の安全対策工事など、優先して行っていくように聞いております。

県に対しましては、今までも地元説明会や現地での柳井土木事務所との意見交換などを行い、地元の意向は十分伝わっております。

また、本年10月25日に山口県東部高速交通体系整備促進協議会が行った山口県知事に対する道路整備促進の要望時において、意見交換ということで私から県知事に対し、直接要望いたしました。今後も引き続き協議しながら事業推進を図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 東畑地区から上ですね、特にグネグネ道でから、一番危ない所がまだ残っております。町長も小行司行かれるときに、あの道通られると思うんですけども、峠を越えてからまたグネグネ道ですね。大変な道なんですけども、距離的には小行司行くには田布施から小行司行く最短のコースということで、今、佐田、光市の塩田佐田経由でも行けるんですけども、どうしても、公務員の方は、例えば学校の職員の方、県道の最短距離を通っていくというのが決まりみたいなんです。周東町、岩国市から田布施の学校に来られる先生方は最短コースということで今の小行司の多賀神社の所の、県道を毎日通って来られます。とても危険なグネグネ道でね、悪いんで、早急、予算の関係もありますけどもね、随時予算とっていただいて計画されて拡張工事、お願ひしたいと思ひます。

続きまして第3問、行きたいと思ひます。議会と教育委員会との意見交換についてお尋ねいたします。大津市のいじめ事件以後、教育委員会制度改革が議論されているところであります。他県では議会と教育委員が意見交換会を行っている事例もあると聞いてます。これ、栃木県の足利市と倉敷市、これで今、実際意見交換会を行っております。

現在は、議会と教育長のみが意思疎通を行っており、議会が選任同意した民間の教育委員との交流などはありません。

議会は教育委員会の内情がわからないし、教育委員も議員を知らない状況にあります。

町の教育行政がよりよい方向に行くために、議会と教育委員が対話し、学校の現場の把握、今後の取り組み、いじめの防止などについて意思疎通を行い、早急に対策を協議できる意見交換の場を設けてはどうかと思ひます。

今、いじめとか、学校とか、学校の中でもいろいろあった問題を早急に解決するためには、これが一番1つの手ではないかと思っておりますので、その辺、教育長、お願ひします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。今の議会と教育委員会の意見交換について、お答えします。

先の教育再生実行会議の第2次提言には、教育委員会のあり方について、かなりのいろんな提言が御存じのようになされておりますが、地方教育行政の遂行に当たっては、地域住民も含めた関係者が当事者意識を持って地域総がかりで学校を支援し、学校の質を高めていくことが重要であるというふうにうたわれております。こうしたことから、教育委員との意見交換をしたいというお気持ちを持っておられる議員の方々が多いようであれば、教育委員会との意見交換の場が設けられるように、また、準備もしてまいりたいと思いますが、そういった議員の皆様方の御要望が多いのであれば、その際はまたそれぞれ連絡調整等もしていただくようになろうかと思いますが、ひとつその点に対してもよろしく申し上げます。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） なぜこのような意見交換会をお願いするかと言いますと、今、教育現場の特に田布施中学校、いじめとか登校拒否あと補導者とか、いろいろちょっと聞いております。こういった対策と言いますか、そういったものをやっていかなければ子供たちのためにもよくないと思います。

今、実際いじめの件数とか登校拒否、その辺の今、状況はどんなでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） いじめにつきましては、いじめとか不登校につきましては、先般数字を申し上げましたが、今、御質問の中にそれがありませんので具体的に数字はありませんが、いじめについては1学期に申し上げたとおりです。

それから不登校につきましては、多少今、増えてる状況があります。これは、やはりコミュニケーション力とか保護者との人間関係とか、そういったこともありますし、複雑な状況が絡んでいることがたくさんあります。

一概に、どういいますか、学校の指導力だけじゃなくて、やっぱり地域一体となって取り組むべき内容もたくさんありますので、また後、次の御質問の方にもそういった面で多少触れるところがありますが、議員さんには大変御心配いただいておりますが、むしろ地域住民一体となってコミュニティースクール構想と言いますか、コミュニティースクールといったようなもの、事業を取り入れながら今後、いろんな学校の教育活動を地域の皆様と一緒に、校長が学校の用、1人でするんじゃなくて、教育委員会と校長という形ではなくて、地域の皆さんの中にそういった方をたくさん入れて、地域支援本部等を設けて、地域の中で学校運営を開いていくというような形を今後進めたいというふうに思っておりますし、そういったことも学校現場のほうには今、伝えております。

今後は多少、そういったことが明らかになりましたら、また御案内をさせていただきたいと思いますが、まだまだその辺が煮詰まっておりますので、十分なことは申し上げられませんが、今、申し上げられましたような不登校であるとか、そういったいじめであるとかっていうことは大変危機感を持っておりますし、国が法律をつくって新たな取り組みを始めておりますが、そういったことだけではなくて町独自で、また子供たちが安心安全に学校に行かれるような、そういった取組みを進めているところでございます。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 9月議会のときに、瀬石議員がお尋ねしたときに、いじめの件数が5件と聞いております。その後多分増えとると思うんですけども、先日、柳井でサイバー対策セミナーというのがございまして、NTTの……

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。1つ意見交換の方に戻して。

○議員（9番 西本 篤史議員） その辺の対策も今の先ほど言われました、地域と教育ネットですね、その辺の関係と、地域と学校、いじめというのはこの間データがありましたけど、地域の方がよりよく入る学校ほどいじめが少ないと聞いております。この前、教育ネットの集まり、今、地域支援のがあつてちょっと私、行ってきたんですけども、来年度当たりぐらいから中学校のほうにもそう

いった地域の方が入って支援するというふう聞いております。今、小学校だけですけども、そういったいじめとか大きな問題なんですよね。今、ラインとか、スマホの関係とかございますんで、その辺、もし何かあったときに子供、今の教育委員会、議会、学校、みんなが協力する場を、意見交換する場をもちましてね、何かあったらすぐ対応できる体制というのをぜひつくっていただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今、議員さんがおっしゃったとおり、地域を上げて、学校を守っていかなくちゃいけない。今、田布施町では小学校につきましては、組織的にはいわゆる学校評議員等とPTAという組織しかございませんが、今後は小中学校ともコミュニティスクールという形をつくっていききたいというふうに考えております。これは国の事業を受けてやっていくようになろうと思いますが、またこれはある程度明らかになれば、またお知らせしたいと思いますが、その中で、小学校は地域と一体となって取り組んでいただいておりますが、問題は、中学校がどうしても5校が1つになるということで、地域の皆さんも保護者の皆さんもどことなく中学校というとちょっと遠いような存在をお考えになっておられます。これが今一番私は悩んでるところです。どうしたら、中学校に本当に身近な学校という形で捉えてもらって、それを取り組んでいただけるかということです。

一方では、そういったことで地域、中学校をいわゆる中心とした地域支援といいますか、学校を支援していくような体制、その中で今おっしゃったような、確実に子供たちも今以上にいろんなものが改善されてくると思います。

一方で、今御案内のように、教育委員会制度改革が行われております。今後、教育委員会があるかどうか、あるいは教育委員会が今までのように学校をいろんな指導助言していける状況にあるのかどうかということもあります。議員の、委員会の意見交換ということにつきましては、こういった委員会制度は大きく変わろうとしておりますので、その辺も少し情報等お考えをされて、また議員さんと個人的に学校教育課にいらっしゃっても、そういったことで意見交換しながら、やがて変わろうであろうそういった改革に向けてまた取り組みをしていくことも1つの提案ではないかなというふうに思っております。大変幅ったいことを申し上げましたが、そういったことで教育委員会制度改革は大きく行われておりますので、御案内のように。そういったことも含めてまた、この問題については御協議をさせていただこうかなと個人的に思っております。

大変、幅ったい回答を申し上げます。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） よくわかりました。

最後になりますけども、こういった学校の上からの押しつけで、携帯を持ってくるとかゲームするとかじゃなくて、名古屋の学校で、生徒みずから自分たちでルールをつくって、こういった携帯とかラインとかこうしてはいけないというふうなルールづくりをしたという事例があります。そういった子供たちになるようなアドバイス、これを当教育委員会、教育長のほうから学校のほうに言っていただければ、よりよい子供たちができると思っております。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） 次に、瀬石公夫議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 私は、2件の質問を行います。一問一答方式でお願いいたします。

1点目の質問は、来年度の予算編成方針についてでございます。答弁者は、町長でお願いいたします。

質問いたします。現在、本町の来年度、平成26年度の予算編成が進められていると思うが、今年度——25年度ですね——の田布施町当初予算編成方針では、本町で主たる歳入である町税はリー

マンショックを端緒として減収を続けており、日本の現在の経済情勢での町税収入の動向は不透明と言わざるを得ず、減収の見通しであり、歳出では社会保障費、投資的経費の増加により、今年度では1億5,000万円の財源不足が見込まれており、本町財政は危機的状況に直面しているところであるとされている。しかし、昨年度決算では、1億8,184万円の繰越、基金は1億4,114万円の増で、13億8,682万円の基金となっており、住民感覚としては、田布施町が今すぐにやっていけない状態ではないと思っていると思われるが、なぜ本町財政は危機的状況に直面していると言われるのか、財政健全化と地域活性化をどう両立させていくかの手腕が問われているのではないかと考えている。予算編成に当たり住みたい田布施をつくるために、町の基本方針についてお尋ねする。

平成26年度から消費税率も改正される予定である。税収はどのように見込んでおられるか、限られた財源の中で事業効果のある事業に取り組む必要があると思うが、特に重点を置く施策、事業は何か、農林水産業の振興は本町では大変重要な問題であり、地域交流館ではお客に喜ばれ売れる商品を出荷し、多くの来客で活気を呈しており、出荷者の所得向上に寄与していると思う。しかし、一方では有害鳥獣の被害や気候の変動による不作などで農業の生産意欲はなくなる、何とかしてほしい、などの声が高まっている。有効な営農対策や予算措置が重要と思うが、どうか。また、平成26年度国民健康保険特別会計の税収見通しと、平成25年度療養給付費、高額療養費の支払い実績を踏まえた上で、平成26年度の国民健康保険の税率はどのようになると見通されているか、お伺いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

通告をいただきましたように、4点を基本にお答えさせていただきます。

来年度予算編成に当たっての基本方針につきましては、平成26年度田布施町当初予算編成方針に策定し、この方針に基づき現在、予算編成に当たっております。

予算編成の基本方針としては、財政面では厳しい情勢にあります。本町の総合計画に掲げた「笑顔と元気あふれる住みよいまち」の具現化に必要な事業については確実に実施していかなくてはならず、国の骨太方針と同様に、まちづくりの推進と財政健全化の両立を目指していく必要があるとしております。

また、予算編成に当たっては、住民の安全・安心や地域の活性化等のために、財源を集中させるべき事業を厳選し、それ以外の、特に旧来の固定的な事業については根底に立ち返り、休止や廃止を含めた見直し・検討をした上で予算要求をするように指示したところであります。

今後、田布施町におきましては、人口の構成あるいは時代の要請など、町や町を取り巻く情勢は少しずつ変わってまいると思います。その変化に応じて町の整備のあり方も当然変わるべきであろうと思っておりますし、それがまちづくりの推進と財政健全化の両立を図っていく上で重要な視点となっていくものではないかと考えております。

それでは、個別に御質問の1つ目の、来年度の町の税収の見込みについてお尋ねであります。

経済状況の好転が地方ではいまだ実感できない現時点での見込みといたしましては、個人町民税はほぼ横ばい状況である中、法人町民税について現在の収入状況を勘案しますと、来年度当初予算より大幅な減が見込まれます。

しかしながら、固定資産税は消費税を引き上げの影響もあり、新築家屋が増加しており、若干の増が見込まれる状況であります。これらを総合的に判断いたしますと、今年度はほぼ同額程度の税収が見込まれるのではないかと考えております。

次に、2つ目の、来年度の重点施策、重点事業についてであります。予算編成方針では、防災・減災、省エネ化、健康増進、子育て支援、雇用対策等など、現下の課題について十分に配慮し、予算計上し、重点事業を選定することと指示しております。

具体的な事業につきましては、現在、各課で検討しているところでありますが、やはり近年震災や

度重なる豪雨災害などありまして、皆さん、不安に思われる方も多いただろうと思います。私といたしましては、防災・減災対策はもちろん、交通安全対策などを含め、安全・安心のための事業を重点的に推進してまいりたいと考えているところです。

3つ目の御質問であります。有効な営農対策とその予算措置についてのお尋ねであります。有害鳥獣による農作物被害については、本町のみならず全国的に被害が及んでる状況であります。このような状況下において御指摘のとおり被害が増え続ける、耕作被害が増え続けると、耕作意欲をなくし、耕作放棄地等が増加することが懸念されます。本町におきましては、今年度、田布施町有害鳥獣捕獲対策協議会が事業実施主体となり、東部地域鳥獣害被害広域対策協議会イノシシ一斉捕獲事業を活用し、昨年度に引き続き、鳥獣用箱わな、小型1基、小動物用3基、を購入し、捕獲隊に貸与する予定であります。

また、金網フェンス約3.1km分の資材購入事業を大波野上段地区、上田布施国木地区で実施する予定であります。

一方、町独自の対策としましては、電気柵等設置につきましては事業費の3分の1、2万円を頭打ちの補助をしており、今年度においては昨年と比べて2倍の予算を計上したところであります。これらの対策につきましては、来年度も引き続き実施していきたいと考えております。

営農に対する施策であります。現在、国、県及びJA並びに農業共済等と連携して、さまざまな方面に対する支援を実施してきております。23年度より始まった国の農業者戸別所得補償、現在は経営所得安定対策において標準的な生産費の確保、農家の所得の安定化を目的に実施されてきたところでありますが、新聞報道等で御承知のとおり、来年度の農業施策の抜本的な見直しが予定されております。現段階では不明確であります。今後、国策として、農地の面的集積及び大規模営農組織への補助を進めていく予定でありますので、町においても現在実施中の国営緊急農地再編事業を一層推進し、優良農地の確保、農地の集積及び集落営農化を推進する方針であります。

予算措置においてもいまだ不明確な国の動向を注視し、鳥獣害対策を含め、農地の生産条件整備のため、国、県事業十分活用しながら積極的な対策を行いたいと考えているところであります。

最後に4つ目の、国保の税収の見直しと税率の見直しについてのお尋ねであります。まず、平成26年度の国民健康保険税収入であります。現時点において前年度当初予算比に比べ現年度分2,000万円減額の3億8,000万円と見込んでおります。

一方、今年度の療養給付費について、現時点において前年度の支払額と比較しますと、一般被保険者分が3.3%、退職被保険者分の2.1%増えています。また、高額療養費についても一般被保険者分が4.2%、退職被保険者分が17.6%増えています。ただ、24年度の決算での療養給付費の一般被保険者分5.5%、退職被保険者分13.9%、また、高額療養費の一般被保険者分15.1%、退職被保険者分の39.6%の大幅な伸びに比べれば、今年度の伸び率は縮小しております。このことは25年度には診療報酬の改定がなかったことが大きな要因ではないかと考えられています。

しかし、26年度に消費税が引き上げることから、診療報酬の改正の実施等について、政府で検討されてる段階であります。報酬が引き上げられることがなければ療養給付費等も大幅な伸びが予測されます。

今後の国保財政の安定化を図るためには、保険税の見直しも検討しなければなりません。現時点で国の方針が定まらない中にあるので、26年度につきましては、現行の税率で事業を進めていく予定であります。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 26年度の予算と横ばいと税収見込みが横ばい、事業も総合計画の中のことを述べられたんだろうと思います。

そういう中で、有害鳥獣につきましては、さっき町長が言われたように、一斉にもう捕獲をするな

り全町まとまって、地域等もまとまってやらないとなかなかこれは解決できないと思うわけで、その辺はひとつよろしく願いたいと、地域も協力しながらそういうことをやっていくということをししないと、単発にやってもどうしても向こうは毎年増えてくるということで、ここはよくお願いしておきたいと。

そして、気候の変動と言いましょか、温暖化、温暖化になって確かに野菜なんかはもう全然つくるのが難しい、そしてこの度は米にはウンカがつくと、そのようなこともありましたので、そういうとき、わたしが以前は農協等、やはり農林組合等が候補者を出して、今年はこの気候なんで、ウンカの消毒をされたらとかいうようなことを聞いてたと思うんですが、今年はなかったようなんで、皆安心してたか、農業がそれほど本気でなくなったんかわかりませんが、相当な被害をこうむって、その辺の営農対策もよろしく願いしたいと。

そして、露地栽培というのがなかなか最近難しくなってる、町のほうでよく考えてもらって、将来はハウス栽培にして、そして水も撒けるような形というような形を取らないと、なかなか野菜等の収穫は難しくなってるのではないかと私個人では思っております。

その辺は1つ努力してもらいたいと強く求めておきます。

そして、国民健康保険でございますが、先ほどまだまだ不透明だと、そういう医療費のそういうことも決まってないと、もちろんわかるわけでございますが、私が9月に言いましたように、現行ではどうにか来年度は国保税は上げなくて済むというようなニュアンスであったとも思いますが、もし上げるようになれば一般会計から法定外繰り入れをしていただきたいと。なぜそれを申すかと言いますと、ちょっと私、調べてみました。そしたら柳井が本年2億、周防大島町が8,906万9,000円と繰り入れをしてる。それで岩国においては2億、これは去年の数字ですが。

そういうことと先般ちょっと調べてみますと、国保の高い順でいきますと、柳井が一番高い、次が柳井管内です、そして田布施、平生、周防大島、上関となりまして、安い方から2番目の周防大島が9,000万円の一般会計からの繰り入れをしてるということで、その辺りは強く求めておきます、一般会計。

大まかにずっと述べました、町長のその辺りの全体的な考え方をひとつよろしく願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 順次ずっとお願いしますच्छूूूのような用件でありますので、よく心得ましたというふうな。質問の中身は、最後の今の国保の件であります、現在の段階ではそういう状況でありますから、内容のほうについてはなかなか考えづらいということで考えておらないんですが、もし上げるんなら法定外にせいということらしいんですが、柳井と大島ですか、やってることです。先般も聞いたんですが、1回やったらなかなか難しいの、1回やったら難しいのच्छूूूことはどういうことですかच्छूूたら、一度そういう形を取ってしまうと、なかなかやめることが難しいच्छूू意味ですか、それとも引き続いてやらんにゃいけんच्छूूうのが難しいच्छूूうんですかच्छूूって言ったその辺は何となくごまかされておりました。

ちゃんとしたやはりお金の関係でありますから、やはり国民健康保険等につきましてはやっぱり理解いただく状況で説明した上で値上げ等もやっていかなきゃいけないんだなというのを痛感したわけです。

最終的には、なかなか小さな自治体がこれを堅持していくच्छूूのは、国民健康保険加入者の（ ）がだんだん減ってくる状況においては厳しい状況が続くだろうというふうに思っておりますので、今後もその辺は負担をできるだけ下げてあげられるような努力はしますが、理解もいただいていくというのが私の仕事だろうというふうに思っております。

それと、最後の件から順番に逆さまに戻っていきますが、鳥獣被害の件につきましては、議員自身が御指摘されたとおりであります。地域一体とならないと、なんぼうその地域の1人、2人が一生懸命努力したって厳しいです。一生懸命やってらっしゃる方、すばらしい成績をあげられてる方もいら

っしゃいますし、先般、大島に聞きますと270頭とかもっと上だったかな。イノシシとったちゅう話を聞いたんですけど、本当かどうか私も確認してないんですが、なんかそのくらい取れた、地域全体でやったよと。大島全体で何かそのくらいやったちゅう話を聞きました。

極端に言えることは大島が地域全体といっても島の中ではありますが、本町なんかは隣の柳井と隣の光と、奥へ上がっては岩国周東のほうまで抱え込んだ状況でその鳥獣被害、特にイノシシ等については対策を立てていかなきゃいけない。もう1点は、この田布施町も大変被害が最近多くありますが、サルの問題、なかなかこの辺は1町で解決できる状況ではありません。県としっかり協議して、先ほど申し上げましたように、東部のそういう関係とか一緒にやって対策を立てていくというのが大事だろうと思います。

議員の指摘のとおりでありまして、地域も一緒、そして、地域以外お互いにこう、広域なものも含めて大きな地域として対策を立てていくのが有効だろうと思います。

町としては、防御、防ぐためには、柵やったりいろんな状況で助成もします。そして取って減していくということにも一生懸命努力しておりますが、国営ほ場整備の中で取り組めれば一番いいんですが、現在の段階ではまだ取り組めません。将来に向けては国営ほ場整備を含めた形で鳥獣被害の対策をしっかりとやっていかないと、せっかくなつくた立派なほ場を荒らすようなことが絶対あってはならないということが私の信念でありますので、その辺は今後でき上がり次第しっかりと中山間地域に近いという山についてはしっかりと対策を立てていこうというふうに思っております。

あとは特別ありましたですか、お願いしますちゅうのだけよくわかったんですが。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 平成26年度、もう1つ申したわけですが、予算のこと。それはもういいです。大体言われたが、税金は横ばいで、総合計画、それを推進していくということでございましたが、今、国保の件でございますが、一般会計からの法定外の繰り入れということ、なかなか大島も柳井も入れている状態でも、入れるのにはもっと合意形成が必要ということでございますが、田布施町、これから考えていきますのに、そんなに人口が増えるわけでもない、大都会でもなし、やはり一番大切にしなければいけないのは高齢者や子供と思うんです。その辺で、その当たりに重点を置くということを考えれば、やはり国保は上げるべきではないし、むしろ下げることが必要だと思っております。それをちょっとお聞きします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 今、先ほどちょっと申しましたように、確かに国保会計全体が県でもだいぶん苦慮しちよるんですが、加入者が少ないんですよ、段々減ってきてるんです。その加入者が増えて行くそういう会計なら見通しも立てられるんですが、加入者が減っていくちゅうことは将来の見通しが非常に厳しいという状況である。

田布施町単独の場合で考えますというのも、今も高齢者の方がもちろん多く入っておられる国民健康保険ですから、何とかしてあげなきゃいけないという気持ちは十分わかる。逆に、税使用の全体の考え方から言いますと、町のほうから税の一部を繰り入れていくと、歳入に繰り入れていくということは、全体に影響を及ぼす部分がある。そのバランスをしっかりと考えなきゃいけない。下げていけるものならこりゃいいんですが、なかなか下げるのは厳しい状況の中であるということだけは理解できます。

先般来から県のほうも国保全体の関係から話して、とにかく一本化できんのんかと言ったら、支部のほうは到底対応してくれるんです。反対すると、そりゃ自分たちのところも厳しくなるから。支部のほうは、今言った柳井さんなんかは支部との関係がどういうふうに対応されて話をされるんかしらんですが、1億円から法定外で取り組むんですから大変豊かな地かなと逆に疑った話をしたのがさっきの件です。なかなか厳しいです。やめられないですちゅうような話をしとる。よう理解できだったんですけど。

じゃけえ、まあ、正直言いまして、ちゃんと会計、国保、特にそういう会計はその中でやりくりするのが基本であって、よそから銭を持ってきてやるというのは（ ）。だけどそれを負担をかけちゃあいかなから、そういう形で、そこに住まわれる住民の方にそういう繰り入れをして、ほかの財源を充ててカバーしてあげてるといのがそういう状況にあるかと思ひますんで、これからはしっかり研究して、値上げできんようにしたいんですが、どうなるかわかりません。

だけど、国保会計、非常に厳しいということだけはもともと議員さん、職員でいらっしやって、よくその辺は詳しいんだろと思ひますので、よい知恵があつて、ただ繰り入れて行きやあええっちゅうんじゃなしにどういう方法考えとか、もっとほかに方法ないんかとか、あるいはよそと一体となつてやらんのかとか、いろんな提言をいただければ、それについて私もしっかり考えていきたいと思ひますが、今、その状況は、県下一律国保会計統一ちゅうのを今一生懸命話をするんですが、どこもまだこれに乗ってこないというのが本音であります。

一生懸命努力はしてまいります。値上げができない、しないで済むようにやっていかなきゃいけない。それには何が大事かという、やっぱり個々、医療費を使わないで済む健康づくりが大事だというのが、私の本当に心の中にあるんですから、その辺もしっかり表に出して、健康づくりはやはり財政も助けてくれるんだよということしっかりPRしていきたいという気持ちを持っております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 先ほど申しましたように人口も増えない状況の中で、高齢者や子育て世代に優しい地域づくりをしていただきたいということで、国保の値上げは先ほど言いました県のほうに2017年には移管されると思うんで、4年半先には、それまでは絶対上げないということで一般会計から繰り入れるということ強く求めて、質問を終わります。

それで、2点目。どうも失礼。今の質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） それでは2点目の質問を行います。敬老会についてでございます、一問一答方式でお願いします。答弁は町長でお願いします。

それでは、質問いたします。

本町の敬老会は、9月に町内8カ所で実施されているが、参加者は開催場所によってまちまちであり、70%以上の参加者が来られる会場もあるが、全体での参加率は23%となっており、不参加の理由としては高齢で体力的に無理、会場までの交通手段がない等、いろいろと事情はあると考えられるが、参加者が少ないと思われる。

敬老会では、婦人会の方々準備や当日の受付お茶の接待、余興への参加等、大変尽力をされている。またふれあいの会では民生委員が中心となって尽力され、自治会長、婦人会、食推の協力により、各地域で70歳以上の1人暮らしの方や80歳以上の高齢者の方々を招いて開催されている。

現在、町内での高齢者の大きな集いは敬老会とふれあいの会があり、開催時期もほとんどの会場が同じ周期である。私も以前、民生委員をしていたが、なかなか参加者を募るのに苦労してきた。参加対象者や余興、講和等、少し内容は違うが、この2つの会をよくすり合わせ、協力機関や予算を集中させて、一層充実、発展したものにし、参加してよかったと思われる敬老会にしてはどうかとの意見も聞いている。参加対象者や協力機関等の意見、近隣市町の開催状況や内容、経費等を参考に検討され、敬老会の参加者が少しでも多くなるように一層の内容充実を図られてはどうか、お尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

敬老会は多年にわたり社会に尽力いただいた高齢者の方々に感謝と敬意を表すとともに、長寿を祝うため、また一堂に会し、交流を図ることを目的で、町内8カ所で敬老会を開催しております。

しかしながら、平成24年度は議員御指摘のように24.7%、平成25年度は23%と、出席率

はかなり低い数字となっています。御指摘のように、現在、高齢者の大きな集いは町主催の敬老会と、社会福祉協議会開催のふれあいの会の2つがあります。対象者は、敬老会が75歳以上、ふれあいの会は70歳以上の1人暮らし及び80歳以上となっております。

また、開催時期におきましても、敬老会が9月敬老の日の前後の土曜日、ふれあいの会は10月から11月の任意の日に開催されておきまして、内容におきましてもほぼ同じでおり、非常に似通った催しをお互いに開催しているという状況でございます。

この2つの会を統合することについて、検討した経緯はありましたが、主催者や対象年齢の違い、開催時期及び協力者の相違など、いくつかの調整項目があり、その調整に苦慮している状況であります。年々参加者が減少していくことは、まぎれもない事実であり敬老会自体の見直し時期に差し掛かっているとも思われます。引き続き、関係機関と同時開催についての協議をいたします。

近隣の市町におきましても同様に公民館単位などで、1日または数日かけての開催をされていますが、同じような状況であると聞いております。当面は敬老会への参加が増えるような方策をとって会場の快適性や行きたくても交通手段を持たれない方への手段の確保、また民生委員、自治会長や老人会への働きかけなど、参加のしやすい、そして参加してよかった、楽しかったと思われる対策を図っていきたいと考えております。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 私もこのたび敬老会に参加をしたわけですが、婦人会みんな、いろんなもの出していただいて、お茶も出していただいて、楽しく過ごさせていただいたわけですが、昔は町が、こうカンカラみたいに田布施町と書いたところに茶菓子ぐらい出ちよったんじゃないかなと思ひまして、ふっとやっぱ3時間もお茶だけを飲んじよってこう見ちよるのも大変じゃし、その辺で町のほうで来年度から、せっかく来られるんで田布施町支えてこられた方々にそういう、茶菓子ぐらいを出されちゃあどうかというようなことを、私、個人的に思ったわけでございます。

2つを1つにするというのも一つのあれでございますが、やはり気持ちとして何か家に、孫でも食べだしたら持って帰るちゆうような気持ちがあってもいいんじゃないかと、町で、私はそのとき思ったということで、ひとつよろしく。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私になりましてから、ちょっと8カ所、1日で回っております。各会場6分だけものを言えとか言われるんですが、たいていみな遅れて行くけえ6分どころじゃない、1、2分で喋って帰るんで。町長来たかいのって、トイレ行っちゃったから、町長来ちよらんどちゆうていうて言われたちゆう話も聞きましたが、トイレ行ちよる間にはあおらんようになるぐらいのスピードで回ってる状況であります。

ただ、大事なことは、そこへ参加された方の顔を見ながら、ああ、にこやかでおられるかなというのをいつも感じながら回ってる。じゃけえちよっとしづい顔されちよったら、わあ、何かあるかのと思ったりしながら会場で見てるんですが、決してそこの催しやいろんな状況がある、参加されてる方々、喜んでおられると思うんです。それをいかに周知を広くして参加を増やすかという、不思議なことに、人口比率が少ないところほど参加があふれ、スタートの小行司なんていうのはほとんど、8割くらいじゃないですか。具合が悪い人しか来ん、後は皆来る。それで、地域が割と行き来、大変だろうなちゆう、竹尾なんか参加率非常にいい。やっぱり全体数が少ないから、みんなに行こういねって誘われるんだらうと。ところが、どうしても比率が低いのが東とか西とか、麻郷とか。大きなところは数字上計算しますと比率がうんと低くなる。その全体のトータルでの比率になってる。

いろいろ考えて、答弁の中にもちょっと申し上げましたが、地域を分けて、広い中を小さく分けてやったんでええんかなと思ひたら、やっぱりその学校校区単位で皆さんが集われるから、分けてしまうと日頃会える人とも会えんようになって、いろんな状況がありますんで、これからしっかり検討す

る。そして今、質問されました、茶菓子ぐらいいは、そりゃあまあ茶菓子ぐらいいっていう表現が悪いかもしれませんが、そりゃあ十分やって喜んでいただけるんならしっかりとその辺はこれから検討して適度にやりたいと思います。

あれが、あそこ行ったらお茶飲みながらぐだぐだ話せたいやちゅうて言われる、参加が増えるのであれば、非常にうれしいことでありますから、その辺は考えたい、担当ほうとよく協議させてもらう。また、いろんな婦人会、あるいは幼稚園、余興も含めて協力される皆さんの方にも大変お世話になっておるから、その辺とも、よう協議しながら、いや、私らあ負担でやれませんかという団体もあるんですよ。今もう高齢者、私らあが行きたいくらいですちゅうていう方が一生懸命高齢者の心配しよる。向こう座りゃあええんか、こっち座りゃあええんかということを冗談で言われてから、どちらでも座ってくださいちゅうような話はしながら、皆頑張っておられるんで、その辺はしっかりとこれから対応して、また皆さんの意見を聞いて、敬老会のあり方進めていきたい、いうふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 私が敬老会について質問をしましたのは、そういうように、ちょっとこれからいろいろ考えていただければと思っております。これからますます高齢の方が増えるので、支えてこられた方々に敬意を表するというのもございまして、先ほど私、そのとき、また繰り返しになりますが、確かこう、袋入れて、田布施町と書いた菓子ぐらい出ちよる。これは、私がずっとあそこ座らされて、婦人会さんがお茶出したりいろいろ気をつこうてくれちゃったちゅう、ちょっと甘いもんぐらいあると時間ができるかなと思ったり、なかなか前でまあ、いろいろ私も挨拶したんですが、挨拶をされる方、真剣にされるんじやが、聞いちよくちゅうのはなかなか大変、菓子ぐらいないと。その辺、強く求めまして、以上で終わらせていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、瀬石公夫議員議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） ここで、暫時休憩といたします。再開は午後1時30分といたします。

午前11時47分休憩

.....

午後 1時28分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） それじゃ、よろしくをお願いします。

それでは、今回の一般質問、3件お願いいたします。質問の方式は、最初は一括質問で一括答弁をいただきまして、2回目より一問一答でお願いをいたします。

質問事項の第1であります、税金等の滞納と不納欠損についてであります。答弁は、長信町長にお願いをいたしますが、あと、課長さん方に次々お願いをいたしたいと思っています。

今年9月の議会で、平成24年度の諸会計決算を行いました。その中で、一般会計では、町税の調定額1億2,849万3,964円に対して、町税の収入未済額は1億802万2,124円――5.9%に当たるかと思いますが――が未済額でありました。

また、特別会計における国民健康保険税の調定額は4億9,382万5,052円のうちで、収入未済額が調定額の15%にあたる7,776万8,123円という多額な額が上がっております。

加えて、一般会計における税外収入の収入未済額は1億7,738万円で、特別会計における税外収入の収入未済額は507万円、一般会計の税外収入と合計で1億8,245万2,124円、これが未済額で計上になっておりました。

私たちは、9月議会では24年度の決算の認定を行いましたけれども、改めて税金の滞納や不納欠損額の多さに驚いております。この決算額は、2,730万2,432円という大変な金額が不納欠損になっておりました。これ、私がいろいろ調べて申し上げた数字でありますから、もし間違っておりましたら、また御指摘もいただきたいと思います。

憲法には、第30条におきまして、納税の義務を定めております。そこには、「国民は法律の定めるところにより納税の義務を負う」これ、原文のまま書いておりました、負うとしております。そして、84条には、「課税の要件を定め、新たに租税を科しまたは現行の租税を変更するには、法律または法律の定める条件によることを必要とする」と規定しております、細かに国民への周知あるいは理解を図る配慮がこの条文から読み取れるのでございます。

さらに、私たちの身近な地方税については、地方自治法223条に定められておりますし、同225条には使用料、同じく同227条には手数料をそれぞれ規定しております。

税金には御承知のように原則がありまして、町の税務課初めとして、町税は各所管において非常に配慮をしておられると思うんでありますが、租税の原則というのがあります、公平の原則、2つ目が中立の原則っていうのがあります。税の徴収は中立でなくてはいけない、で、簡素の原則、制度がわからんっていうようなややこしい複雑なものの中で、税を払っていくような仕組みにはいけない、ということが長年の行財政の中で今日組み立てられた1つの原則であります。公平の原則、中立の原則、中立の原則っていうのは個人の経済活動することや企業の法人の経済活動することなどの選択をゆがめないようにしていかななくてはいけない、という意味での中立の原則であります。そして、資源の配分も適正に容易にしていこうということから、中立の原則というのが言われております。

今、消費税のアップに伴いまして、昨日、一昨日辺りからのずっと国の動きを見ておりましたが、今、自民党の中で自動車税の問題もあっておりますが、本当にこういう配慮をしっかりするんだなと思ってニュースを聞いておるような次第であります、公平で中立で簡素な、そういう制度が私たちには必要なわけで、それで適正な租税の原則が貫かれた税体系でなくてはいけないということであり

ます。

加えて、地方におきましては、この税のいわゆる租税の原則っていうのは負担の分任っていうか、負担の分担が公平であるということの原則はもちろんでありますが、特に、応益課税っていうのが重視されておるように思います。こうした中で、今の使用料、手数料っていうのはこれは税外収入っていうことですが、法定外の税についてもきちっとこの公平性とか厳格に守られていかななくてはならない、こういう応益課税の原則、それから特に地方におきましては、税を実質的に組み立てていくことができる、これが税制自主権の原則って言われますけども、これがあります。

今、市や町において全国的に増えればいい、いろんなところで森林の環境に税金をかけるとか、いろいろ自治体で課税の独自の税制を定めてるところもありますけれども、まだ本町にはそういうものはありませんけれども、こうしたことが地方税制では一生懸命各自治体が考えているような状況です。こうした原則を貫きながら、今、税徴収も非常に力を入れておられると思うんでありますが、それにしても収入未済額っていうのは多い。そして、不納欠損額はずっと年々増してきているっていうのは、考えてみれば、非常に残念なことだと私は思います。

申し上げるまでもなく、税金や使用料、手数料を納めることは、国民や住民の義務でありますし、そりゃ当然にやっつけていかなきゃならない責任でもあるわけですね。こうしたその滞納や不納欠損が多い原因をどのように町長はお考えになっておられるかと。また、これが少しでも減っていくように努めていくのに、これからどういうふうになさるのか、それをちょっと今日は聞かせていただきたいと

思います。

それから、2つ目は、田布施町役場にエレベーターは設置できないのかっていう、2回目のお願

いっていうか質問であります。

私は1回言い出したら何回も言う癖がありまして、今回は2、3回でもう終わろうと思うちよるんですけれども、防災行政無線でも3年間、議会のたんびにお願いをして、ようやくつけてもろうたこともありますし、区画整理のあの適正化については、随分いろいろ6年間の歳月、議会でもお願いをしたいきさつがあります。御理解をいただいて、一応の峠は越したんでありますが、エレベーターもどうにかそういうことにならんように早う実現してもらいたいと思うております。

町長初め皆さんはお若いから、ここは60歳になったら定年ちゅうていうようなことなんです、お若いからあんまりこう、強く感じられないかもしれませんが、この町も高齢化率が30%を超えたということを知ります。そういうことになりますとね、3人に1人がエレベーターがありゃあ助かるんだがっていうことになってくると思います。

9月議会でこのことをお願いしましたときに、町長は、まず、つくるスペースがないというふうにおっしゃいました。私、役場をこうぐるっと回って見たんでありますが、スペースがないことはない。どうも、そりゃあね、町長が言われたのはね、エレベーターをつけることができないところばかり言われました。だけど、つけられるところがある。この後ろの非常階段のところ、かなりスペースはある。これから使い方を考えていけば、やっでできないことはないんじゃないか。しかも、町長は御専門でありますからね、これ以外にも金がかかってって言いますが、最初に僕も御質問申し上げた、いわゆる税金の不納欠損にしとるのを考えれば、エレベーターが何台もつくんじゃがなと思って見たんであります。

それは置いておきまして、今ね、私、9月以降5つの市町に視察に行かせていただきましたがね、2階建ての役場であってもエレベーターのないところはありました。皆あった。御親切と一緒にいった議員の方も、高川さん、ここにもエレベーターあるよっちゅうてちゃんと行ってくださったもんですから、もうちょっと言えということだったんかもしれませんが。そういう状況でした。

何とか町長、御専門でいらっしゃいますから、高齢者の方やら体に障害を持たれる方にもっと優しい役場であるようにって、この願いをひとつ聞き届けていただけないものではないのでしょうか。改めて御再考お願い申し上げたいと思って、今回お尋ねするわけであります。

質問の3番目は、第3項は、最近の教育関係の諸問題について、教育長さんをお願いいたします。

午前中も西本議員さんの質問にいろいろお答えになっておりました。大変私も傾聴いたしましたんですけど。最近、国のほうで、教育委員会のあり方についていろいろな議論がなされていることについて、実は私、9月にも「裸足のゲン」の話をしていたしました。あれは、やっぱり随分、現在の官房長官の菅さん辺りも随分怒っておられるようでありまして、こんなん、もうちょっとちゃんとできないのかということだったようではありますが、御承知のように、大津市で中学生の自殺がありました。あのときも、いきなりあそこの市長さんが出られましてね、女性の市長さんだったかと思うんですが、教育委員会の、何て言うか、隔靴搔痒って言うか、靴の上から足をかくようなそういう対応に対して、ずばずば前へ出てやっておられました。教育委員会っていうのについて、私はあれを見ながら、こうしたことは先々教育委員会の問題になるじゃろうと。あれは今年の春のことだったかと思いますが、思いました。

ただし、本町につきましては、教育長はじめ教育委員の皆さんの御努力で、非常に教育行政も充実してきているし、9月に伺いますと、あと質問いたしますが、学力テストも非常に良かったってことで、教育は本当に充実してるのは敬意を表するところでございますが、こうしたことが公式に、まだ議論の段階ですけど、発表されているって言うことが、これは非常に、何て言いましょかね、大きな一つの転換期にきとるのかなという予感もするわけです。

このことについて、現在の制度のままでいいのか、今、議論に上ってるのは、いわゆる知事部局、町長部局と教育委員会が一つになるという話なんです、こういうところはどいう、今、御見解でいらっしゃるかということをお尋ねをいたしたいと思っております。

それから、2つ目に、9月の議会で全国小中学生の学力テストの結果が、本町の児童生徒は非常に好成績であった、ということをお聞きいたしました。文部科学省では、来年度からは町村教育委員会の判断で、この結果を公表できるということの方針として決めたって言うことが発表されておりますが、田布施町ではどうなさいますか。これも1つ伺いしておきたいと思っております。

それから、午前中もいじめの話をお尋ねをいたしましたが、昨日のニュースで、山口県では、いじめが1年間771件あったと。そして、それは771件のうち、273件増えた。これは、

パーセントでいけば54.8%増えたんだと。中学生の1年生、中学1年生が183件、それから小学6年生が74件、中学のこれ、何年生かちょっと私が聞き落したんですが、ニュースで言うておりましたが157件。これが昨日、県の指導課長さんからの会見で言うておられました数字であります。

こういう中で、今朝ほどもいじめについても御答弁がありました、地域みんなやっていかなきゃいけない、それはそのとおりなんです、地域っていうか保護者やらみんなが一体でやっていかなきゃいけないが。4、5年前に、いじめ根絶の決意をいたしまして、それを1つの文書にしてつくられて、教育委員会等おつくりいただいて、やってもらいましたよね。あれはまさに子供たち自身も大人も地域も保護者も、みんなでこの問題に取り組んでいこうというそのアピールだったんですけども、それが4、5年たつとあまり聞こえなくなってきた、どうなっちゃうんじゃないかと。昔から、竜頭蛇尾ってね、頭は竜だけれども尻尾は、よいよ、小さな蛇のような尻尾の、そんな取り組みじゃいけないんじゃないかと思うんですが、これは通告しておりませんが、今朝ほどから出てる関連の問題なのでぜひお尋ねをしてみたいと思います。

もう1点、教育問題で、教科書の検定制度も見直しをされるっていうことですね。私も昔、高校の教員をしていました当時、教科書選定には関わったことがあるんですが、本町の教科書採択は確か、この地域で、熊毛郡ですかね、熊毛郡か柳井地域か、この教育委員会、教育委員会関係のとにかく郡内ですか、郡と柳井を含めたこの教育事務所管内で確かやっておられるのか、この辺もちょっと伺いまして、こういう国の方針と聞きましたから、何か変わったことが起こってくるのかどうか、この辺もお伺いしたいと思います。

ちょっと要を得ませんが、以上のことについてひとつ、教育の諸問題について御答弁をお願いいたします。

では、私の1回目の質問は以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

1点目の、税金等の滞納の不納欠損についてのお尋ねであります、このことにつきましては、税の公正、公平な負担の観点から、非常に重要な問題と認識しております。

まず、町税の滞納繰越額につきましては、平成24年度決算で8,017万2千円となっております、そのほとんどを固定資産税と町民税が占めております。

その主な原因といたしましては、固定資産税においては多額納税者であった会社の倒産が大きく影響しており、また、町民税につきましては、平成19年度の税源移譲によりまして、それまでの税額が大幅増となったことが大きく影響し、その後の経済状況の悪化も一因と考えられます。

これらの滞納につきましては、税務課収納対策室を中心として、各課の収納担当と連携し、法的措置も含め徴収事務にあたるとともに、県の併任職員を受け入れ、県と情報を共有し、さらに滞納処分のノウハウを学びながら共同徴収にあたっております。

また、今年度は徴収事務に当たる若手職員を県が主催する徴収事務研修に派遣、さらに現年度分の徴収を強化することにより、滞納繰越額の縮減に努めております。

一方、不納欠損につきましては、滞納処分する財産がない、滞納者の居住不明等の事案について、地方税法の規定する手続きに沿って滞納処分の停止、その後、不納欠損として処理をしております。決算審査意見書においても、適正に処理されているが、今後も徴収率の向上に努め、徹底した調査の上、適正に対処するようにとの御指摘をいただいております。今後、徴収率向上に努めるとともに、なお、滞納につきましては法に基づき厳格な対応を取ってまいりたいと思っております。

次に、2点目、町役場へのエレベーター設置についての御要望であります。

御承知のように本庁舎は築後45年が経過し、手狭な上、老朽化の問題もあり、エレベーターは設置しておりません。9月の議会でもお答えいたしましたように、エレベーターの設置はエレベーターホールも必要となりますが、本庁舎の玄関周辺や1階は手狭でそうしたエリアがありません。また、

安全面から5年ないし7年後には庁舎の新築をしなければならないことも考えられるため、財政面からも現時点ではエレベーター設置は難しいとお答えいたしました。

しかしながら、高齢者や体の不自由な方などに御不便をかけておりますので、裏玄関ホールにエレベーターが設置できないかの検討はしてみたいと思います。この場合、裏玄関周辺の敷地や通路を含め、周辺整備工事が必要となるため、事業費もかかりますので、事業費もかなりの金額になると考えられますので、設置するとした際の概算経費などが出た時点で、議会にも御協議させていただきたいと、かように思います。

建物全体の基礎工事から調査しないと、ちょっとエレベーターの設置の場合はそういう状況がございますので、しっかりと協議をする前に検討だけはさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。

それでは、3つ目の、最近の教育関係の諸問題につきまして、お答えをさせていただきます。

まず1つ目は、最近、国では教育委員会制度の仕組みのあり方について、いろいろ論議がなされているが、現行制度のままでよいかどうか、私見を訪ねたいと御質問をいただいております。

教育委員会制度につきましては、御存じのように、昭和23年の教育委員会法の成立によりまして、教育委員会制度が創設されて以来、昭和31年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、一般的に地教行法と言われておりますが、の成立によって、教育長の公選制が廃止され、ほぼ現在の制度に整えられたということは御案内のとおりです。

その後、平成11年に「地方分権一括法」が出されまして、そのときに教育長の国や県、いわゆる県の教育長によっては国、市町の、市町村の教育長にあっては県の任命、承認制度が廃止となりまして、平成19年には教育改革の大きなうねりの中で教育3法が改正されました。そのとき、その3法案の1つでございました、地教行法改正に教育委員会の責任の明確化や教育の地方分権が盛り込まれたところ。いわゆる、教育委員会評価、これが盛り込まれたということです。

しかし、現実には、教育現場で起きる諸問題に的確で速やかな対応が行われない自治体もあり、先ほど御紹介されましたとおりです、教育を受ける機会が妨げられないような事態や、さらには子供の生命や身体が危険にさらされるような事案が多々発生していることなどから、教育再生を成し遂げるためには教育行政における責任体制を確立しなければいけないという声が増しに高まっているところ。です。

現在、議論されている教育委員会制度のあり方に関する論点につきまして、私は一番論点と思われるのは、首長と教育長の関係ではないかというふうに思います。現行の制度では、教育委員としてふさわしい人を選んで教育委員会が構成され、その教育委員会が教育長を選ぶというわけですが、改正案の1つである、首長が教育長を議会の同意を得て任命するという案は、むしろすっきりして、私はよい案だと思います。

ただ、単に意見が合わないことや業績が芳しくないことを理由に教育長を罷免することについては、懐疑があり、教育における業績をどのように考えるかといったことについては長期的な成果への配慮も必要ではないかと考えております。

その他、首長が直接、教育長を任命、罷免するようになった場合、教育の政治的中立性や継続性、安定性の確保といった問題や、現在、行われている教育委員会制度の位置づけとか役割をどう変えていくかというようなことも課題ではないかというふうに思っております。

本町におきましては、教育委員会制度の問題点として指摘されております、1つは地域住民の意向が反映されていない、2つ目に、権限と責任の所在が不明確である、3つ目に、教育委員会の審議が形骸化している、4つ目に、迅速・機動性に欠ける、こういったことが指摘されております。そういった点を十分踏まえながら、現行において信頼される本町教育委員会であるよう、今後とも改革があ

るまでは努めてまいりたいと思っております。

2つ目の、全国学力テストの結果公表につきまして、お答えいたします。

文部科学省は、先の11月に26年度、来年度でございますが、26年度全国学力学習状況調査に関する実施要領を出しましたが、その中で、教育委員会及び学校において調査結果の公表について、これまで禁じてきた公表について、いくつかの配慮事項がクリアできれば公表は可能であるというふうに、大きく方向を変換してまいりました。

結果の公表につきまして、本町では既に町内全ての小中学校において各校の調査結果について分析、課題等については保護者や学校関係者等に公表をしているところです。

本町による今後の、それでは結果の公表については、ということですが、これにつきましては山口県教委が既に現時点では個々の市町名、学校名は明らかにした結果を公表することは考えていないと示しておりますので、当面、田布施町におきましても、学校別の調査結果について、数値公表につきましては公表は考えておりません。

課題とかそういった分析等につきましては、今までもしておりますが、していきたいと考えています。数値につきましては公表は県教委に沿って、指導に沿ってまいってきたいというふうに考えております。

それから3つ目の、教科書検定制度の見直しについて、国のほうで見直しが検討されているが、本町の教科書採択に変更はないかとの御質問です。

文部科学省は小中学校で使う教科書の採択をめぐり、複数の市町村からなる広域地域では、同じ教科書を使うことを定めた共同採択制度について、市町村ごとの単独採択は容認する方向で、法改正の検討に入っているとの報道がなされているようですが、現在、共同採択制度の枠の中で教科書採択を行っている本町においても、先ほど指摘がありましたように、平生町、上関町と本町、3町でございますが、そういった共同採択制度の枠の中で行っております本町におきましても、現時点において、これまでと変更することはありませんので、その点をお知らせをいたします。

以上で終わります。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○教育長（尾崎 龍彦君） もう1つありました。いいですか。

○議長（藤山 巖議員） はい、かわりに。尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたしました。通告にございません、先ほども申されましたが、いじめの問題につきましては、いじめ根絶アピール等をおつくりいただいて、その後もいろんなところで活用させていただいております。

ですが、御案内のように、現在ではもうアピールという状況ではなくて、具体的に起こった場合をどうするかということが今、大きな問題になっております。起こるということを前提に、国も指導していくようにということがありまして、先に国のいじめ対策部の基本法が成立いたしまして、現在、山口県において市町の基本となる県の基本方針が策定中でございます。

田布施町においてはそれに基づいて、その中で大きく盛り込まれておりますいわゆる対応の組織づくりとか、そういったものにつきまして、今後、取り組みをしていかなければならないというふうに考えておりますので、県の方向性が出れば、それに沿って早急に、また取り組みを開始いただきたいし、組織づくりの中についてはいろいろ住民の方の中にお力をいただくような形になるかというふうに考えておりますが、詳細につきましては、もうしばらくお待ちいただけたらというのが現状でございます。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 平成24年度の町税ですか、町税の徴収率は確か93.3%でしたね。そして、国保が82.7%でしたね。

今、答弁の中にありましたが、居所がわからなくなった、居所不明だとか、それから倒産というよ

うな局面に合われたということで、そういうのは事情がわかるんですが、居所がわからなくなったというのはどういうことなんですかね。

ちょっとその辺のところを、実際、そういう原因がいくつか答弁の中にあっただけですけども、担当の課長さんのほうから原因とか、どういう実情があるのか、ちょっと実例を尋ねてみたいと思うんですけども。お願いします。

○議長（藤山 巖議員） 岡本税務課長。

○税務課長（岡本 正君） 御質問の居所不明でございますが、例えば、田布施町に住民票を置いたままおらなくなるとかですね、他市町村に転出して住民票を置いて、またそこからそのままおらなくなる、こちらから納税通知書なり督促なりが届かなくなる、いうふうな状況でございます。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） それだけじゃないでしょ、まだほかにもあるんでしょ、税金が払えんていうのは。

○議長（藤山 巖議員） 岡本税務課長。

○税務課長（岡本 正君） あと、先ほど申されました、会社の倒産とか、個人的な自己破産、あるいは滞納処分しようにも財産がない、あるいは非常に少ない、いうふうな状況があります。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） そういう話は実際こう聞いてみますと、人はおられるんでしょ。人はおられるんだけども居所は不明っていうのは、税金逃れでどっか行っちゃるわけ。

○議長（藤山 巖議員） 岡本税務課長。

○税務課長（岡本 正君） そちら辺の原因まではちょっとよく把握しておりませんが、文書、うちから発送する文書が届かなくなる、戻ってきます。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） なんで憲法のこと言ったり地方税法の話をしたかっていうと、これは国民の義務だから、住民の義務として言うたんですよ。今、滞納になってる、収入未済額っていうのは、未納なの、それとも、その納める意思がないっていうことなんですか。不納なんですか。

○議長（藤山 巖議員） 岡本税務課長。

○税務課長（岡本 正君） 滞納、収入未済額、滞納繰越額に回る額というのは部分的には分納で、徐々にではありますが、納められる方もおられます。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） その、いわゆる大事なことはね、この納める意思がないのか、そういう方もあるちゅうて言われるんですけど、納める意思がない方もあるわけ。そして、その居所を知らせない、通知が届かんように居所を知らせないっていうのは、そうなってくるとね、未納じゃなくて、納める意思がないんじゃないですか。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○税務課長（岡本 正君） 徴収等、歩きますと、そういう、もう全く意思が見られないという方もございます。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） そりゃおかしいんじゃないですか。これ、やっぱりね、構成要件の該当性っていうことが言われますが、構成要件が該当したら、これやっぱり、犯罪になりませんか。

○議長（藤山 巖議員） 執行部。岡本税務課長。

○税務課長（岡本 正君） ちょっと犯罪まで、ちょっとよく研究しておりません。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） やっぱり、納めることが難しいというのは理解ができるし、そういうのだったらわかるんですが、やっぱりしっかり突き止めて行くっていうことはこれ、大事な責務だ

と思いますよ。それでないと、それが許されるんなら公平を欠くじゃありませんか。一番、町税の大事なところは公平を欠いちゃあいけん。本当、正直者はばかを見るような世の中にしちゃいけないですよ。

同じように、今のはその公債権に基づくものですが、私債権に基づくいわゆる使用料とか、住宅の使用料初めとする債権に基づく不納、不納っていうか、不納欠損っていうのはないと思うんですけども、今の債権管理条例があるよね、その債権管理条例で処分したものはいかがなってますか。

○議長（藤山 巖議員） はい、どなたか。川添建設課長。

○建設課長（川添 俊樹君） 債権管理条例に基づく不納欠損でございますけれども、3件ございまして、金額的には171万6,654円が3件分でございます。債権管理条例に基づきまして、議会の報告が義務づけられておりますので、この件につきましては、平成23年の6月議会と平成24年の6月議会で報告をさせていただいております。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 今年はないんですか。

○議長（藤山 巖議員） 川添建設課長。

○建設課長（川添 俊樹君） 今年は、今のところ該当するものはありません。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 不納欠損をするときの処理ですよ、その処理には何か条例はなかったと思うんで、どういうふうな手続きをしていますか。

○議長（藤山 巖議員） 岡本税務課長。

○税務課長（岡本 正君） 地方税法の15条関係の適用で、例えば財産がないとか、収入が低い、そういうような人はいろいろ調査しまして、それが明らかであれば滞納処分の停止をかけます。その後、3年経過後の不納欠損処理、この3年につきましても定期的にその状態に変更がないかを調査します。

それからもう一点は、会社の倒産とか納税者本人の死亡ですが、これにつきましては、会社の財産がない、あるいは死亡者相続人が不存在というのがわかりましたら、滞納処分を停止し、即時不納欠損処分をいたします。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） そこには、訓令とか、あるいは規定があるんですか。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○税務課長（岡本 正君） ただいま申し上げましたように、地方税法の15条の中の詳細な規定に沿って、処理しております。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） それは、税務課長の権限でできるんですか。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○税務課長（岡本 正君） 不納欠損処分は町長決済です。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） いろいろ各市の状況なども調べてみますとですね、不納欠損処分取扱規定というのがあって、その規定に基づいて、その規定がありますよということも知らしめて、そしてその規定に基づいてやっているの、地方税法のそれを、本当にそういう方も知っておりますかね、滞納している人も。一方的なあれで、よく話し合って理解を得てやることができるのか、できているのかどうか。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○税務課長（岡本 正君） 収納対策室から直接滞納者本人と出会ったり、文書でやり取りする場合

がある。税法の規定等も明記しておりますし、理解しておられると思います。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 私、これまだきちんとしたものじゃありませんが、大学院の教授の論文をちょうどいまして今読んでおるんですが、これにそのいわゆる地方交付税制度の「貧困の罨」ということがあるんです。この「貧困の罨」、それを使ってはいないかということが、一つは出ている、滞納の問題とか不納欠損の問題。つまり、徴税率がよければ地方交付税が減るちゅうわけ。今、徴税率を一生懸命上げないで、いわゆる、とりあえず徴税率が低いんでいうんで、地方交付税を増やしてもらおう。地方交付税制度の「貧困の罨」という、括弧書きで名称が付いておりますが、そういうことは本町では絶対にないね。

○議長（藤山 巖議員） どちら。長信町長。

○町長（長信 正治君） これまでいろいろな不納欠損等の処理、あるいは徴収についての資料は回ってきます。それは徹底して、とにかく徴収できるものは徴収するというところで、以前御報告をしたかもしれませんが、保険まで解約いたして払ってもらおうというような状況。それは、その方が理解をいただいた上でやれるわけですけど、そういうのも十分回ってきておりますので、とにかく今の交付税が、不納欠損が多いけりゃ交付税がようけもらえるんだという、そういう認識は一切持ったこともありませんし、そういうことで行政というのは運営するものじゃないと、私自身もしっかり認識しております。どうぞ、その辺は御心配されないように。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員、残り10分で。

○議員（6番 高川 喜彦議員） はい。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） それじゃあ、いろいろありがとうございました。これも私が調べたあれで、田布施町の平成15年から24年までの決算の中で、収入未済額は28億2,647万2,861円。28億ちゅうのは年間予算の半分です。それでいって、不納欠損なったのは1億717万8,328円です。ずっと、10年間調べてみました。

私はすごく反省した、これ。なぜ9月の決算のときにこのことを痛切に自分で思わなかったんじやろうかと反省しました。ここへ、私はこの度、足りなかったところも足してもらった、これ平成3年度からずっと監査の意見書があるんです。これをずっと読ませていただきました。この収入未済額や不納欠損についてどう書いてあるだろうかと思って、私も監査にあたらせていただいたこともあったんですが、さほど何ていうか、仕方がないわぐらいに思ってたっていうことを反省しました。

これはマンネリ化しちゃいけないですね。毎年同じように思って、ああ、難しい、このくらいかという見方はいけない。もう本当に、本気で税金とか一生懸命払っておられる方が大多数なんです、それとやっぱり公平を期す上からも、本当に、真剣にこれやっていかなきゃいけない。それが、憲法30条言いましたが、そこへ帰ったわけです。

ひとつ、大事に使わせていただくことはもちろんであります、こうしたもし、先ほどのように居所をわからなくして、税金を払わないというような人があるとしたら、本当にきちんと払ってもらようにしなきゃいけないというふうに思います。

それから、2問目の方ですが、エレベーターのことですが、これひとつよろしくお願い申し上げたいと思うんです。私はもう足直りましたから、階段、上がるのえらいけど、でも自分のことじゃないんです。やっぱり福祉の町で、やさしい役場にしていけないといけません。だからそういった意味でも、これよう工夫をしてみましょ。

そりゃあ、今皆さんが福祉の心を持って、そういうすれば、車椅子で来られた方があったときには、課長さんが1階へどんどん駆けていって、そこで用件は聞いてあげますっていうことなんですけれども、そういうことも大事ですが、こうして、例えばここへも身障者の方が来て、議会ってどうやってるのかっていうことも見ていただけるような、やはり役場にしていけることが大切ではないかと私は

思います。どうぞひとつ、福祉の観点からもお願いしたいのですということを申し上げておきます。

それから、3番目の教育の問題であります、よく答弁のほうわかりましたが、午前中、中学校が特に遠い存在ちゅうて、遠い存在という言葉が使われたんですが、西本議員の答弁に。大事な、本町に1校しかない中学校ですから、中学校が遠いような存在じゃいけんと思うんです。みんなで、本当にこの町の宝を育てていく学校にしていけないといけません。もしそういうことであつたら、皆にも呼びかけて、ひとつ、遠い存在じゃない中学校にしていきましょう。

小学校は地域とも非常に近いからと言われるんですが、決してそういう距離的な問題じゃないと思うんです。口幅ったいことを私も申しましたが、これで一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 以上で高川 喜彦議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） これをもって一般質問を終わります。

日程第6. 議案第47号

日程第7. 議案第48号

日程第8. 議案第49号

日程第9. 議案第50号

日程第10. 議案第51号

日程第11. 議案第52号

日程第12. 議案第53号

日程第13. 議案第54号

日程第14. 議案第55号

日程第15. 議案第56号

日程第16. 議案第57号

日程第17. 議案第58号

日程第18. 議案第59号

日程第19. 議案第60号

日程第20. 議案第61号

日程第21. 議案第62号

日程第22. 議案第63号

日程第23. 議案第64号

○議長（藤山 巖議員） 日程第6、議案第47号、平成25年度田布施町一般会計補正予算（第5号）議定についてから日程第23、議案第64号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまで、18件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提出いたしました18議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、議案第47号は、平成25年度田布施町一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出それぞれ、6,956万5,000円を追加し、予算総額を58億300万9,000円とするものであります。

それでは、補正の内容を説明いたします。

まず、歳入であります、町税につきましては、現時点における調定の状況から、個人町民税、固定資産税、町たばこ税を増額、法人町民税を減額しております。

分担金及び負担金は、農業用施設災害復旧事業の分担金と保育料の増額補正です。

国庫支出金は、平成24年度の国の補正予算にかかわる「地域の元気臨時交付金」の交付額が4,537万3,000円と確定し、当初予算計上額1,071万円との差額である3,466万3,000円を増額計上したことや、平成25年度の国の補正予算にかかわる社会資本整備総合交付金を追加計上したことなどによる増額補正であります。

県支出金の増額は、子育て支援特別対策事業の追加計上等によるものです。

寄附金は、ふるさと寄附金の実績による増額補正です。

諸収入につきましては、出向職員の退職手当負担金と、車両及び台風被害にかかわる損害共済金の追加等であります。

次に歳出についてであります。まず、職員人件費につきましては、各費目にわたり所要の補正をしており、一般職全体で、3,310万1,000円の減額としております。これは、異動等によるもののほか、国からの要請に基づき、本年度限りの臨時特例措置として国家公務員に準じた給料の減額を実施することによるものであります。

それでは、各費目の説明をいたします。

総務費においては、地域活性化基金積立金として2,500万円を計上しております。財源は、全額「地域の元気臨時交付金」であり、今後、実施する事業に活用しようとするものであります。

民生費は、後期高齢者医療広域連合に対する前年度精算負担金や、子ども子育て支援システム開発委託料等による増額補正であります。子ども子育て支援システム開発委託料は、全額、県支出金でまかなうものであります。

農林水産業費の増額につきましては、尾津漁港海岸保全事業等にかかわる補正であります。

土木費は、平成25年度の国の補正予算にかかわる事業である道路ストック点検委託料や、職員人件費の補正に伴う下水道事業等特別会計繰出金等による増額補正であります。

消防費の増額につきましては、10月8日の台風24号にかかわる水防経費等の補正であります。

教育費は減額補正であり、これは職員人件費のほか、本年夏のスポーツセンタープールの使用中止に伴い、指定管理委託料を減額したこと等によるものであります。

その他の費目につきましては、事業費見込みによる所要の補正であります。

議案第48号から51号までは、特別会計にかかわる補正予算であります。

議案第48号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算であります。補正内容は、一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費の増額見込みなどによる、歳入・歳出の所要の補正であります。

議案第49号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算であります。内容は、国庫支出金の減額や事業費見込みなどに伴う管渠整備事業費の減額補正等であります。

議案第50号は、田布施町介護保険特別会計補正予算であります。内容は異動等による職員人件費の補正であります。

議案第51号は、田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。これにつきましても、職員人件費の補正であります。

次に、議案第52号と53号の2議案は、地方税法の一部改正に伴う条例改正であります。

まず、議案第52号は、田布施町介護保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容は、現在の低金利の状況を勘案し、地方税法の一部改正に伴い延滞金、還付加算金の利率が引下げられたことによるものであります。

延滞金は現在、本則で14.6%、還付加算金は現行の特例で4.3%と規定しておりますが、今回の改正により、延滞金が特例基準割合プラス7.3%、還付加算金が特例基準割合となります。なお、特例基準割合とは、財務大臣が告示する短期貸出約定平均金利に年1%を加算した割合となります。今回のこの改正に伴い条文整理を行うものであります。

議案第53号の田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましても、前号の介護保険条例と同様に、延滞金等について条文整理を行うものであります。

次に、議案第54号から第62号までの9議案は、平成26年4月1日から消費税率が8%に引上げられることに伴い、使用料金の改定等を行うものであります。

消費税率の引上げについては、昨年8月、地方における社会保障の充実及び安定化のための安定財源の確保と財政健全化の同時達成を図るため、消費税率の引上げ等を内容とする「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」が成立、公布され、同法の規定に基づいて、政府は各種の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した結果、予定どおり来年4月1日から消費税率を引上げるることについて、今年10月に閣議で確認されました。この消費税率8%改定などに伴う9議案の概要は、議案発送の際に、参考資料として取りまとめ、送付いたしておりますので、参考にしていただければと考えております。

まず、議案第54号は、田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例であります。本議案は、消費税率8%改定に伴う使用料の改定並びに小中学校屋内運動場等の照明料金の明確化に伴う新設及び使用料名称の統一等を行うものであります。

議案第55号は、田布施町駐車場条例の一部を改正する条例であります。改正内容は、消費税率改定に伴う使用料の改定及び駐車場位置表示を現状に合わせるためであります。

議案第56号は、田布施町スポーツセンター条例の一部を改正する条例であります。改正の主な内容は、消費税率改定に伴う利用料金の改正、近年の増加する電気料の現状を踏まえ、体育館等の利用者から1時間当たり100円の照明料金を徴収すること及びこれまでの収支状況から見直し検討してきたプールの利用料金を見直すことなどであります。

特に、照明料金の徴収につきましては、スポーツセンターの指定管理者である田布施体育協会と昨年度から協議を重ね、電気料金の増額でスポーツセンターの運営を圧迫している状況の中で、議員各位の御理解により、平成24年度、25年度と指定管理契約委託料の増額を認めていただきましたが、今後も電気料金の負担増は続くと思料されますので、多くの電力を消費する体育館等の照明設備にかかわる料金については、受益者負担の意味からもその一部を利用者に負担していただくことが適正であると判断いたしました。

ただし、中学校生徒以下の者につきましては、青少年のスポーツ推進の観点から減額措置を行い、負担軽減を図る予定であります。その他、個人利用者の時間単位の見直しや会議室等の名称変更も併せて行うこととしております。

次に、議案第57号、田布施町特産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、消費税改定に伴い農産加工室の利用料金の改定を行うものであります。

議案第58号は、田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例では、消費税改定に伴い加工室の利用料金の改定を行うものであります。

議案第59号、田布施町のんびらんど・うましま条例の一部を改正する条例は、消費税改定に伴い利用料金の改定を行うものであります。

議案第60号、尾津漁港管理条例の一部を改正する条例は、土砂採取料について消費税改定に伴う料金改定及び1ヶ月未満の占用料について消費税改定に伴う条文整備を行うものであります。

議案第61号、田布施町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、1ヶ月未満の占用料について消費税改定に伴う条文整備を行うものであります。

議案第62号、田布施町下水道条例の一部を改正する条例は、消費税改定に伴う下水道使用料金の改正及び下水道の使用について、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除するような場合に届出することを義務化し、届出を怠った者に対して罰則規定を追加するものであります。

続きまして、議案第63号は、田布施町スポーツセンターの指定管理者の指定についてであります。

同施設の指定管理者である田布施体育協会については、今年度末で3年間の指定管理期間が満了となります。9月定例会の議員全員協議会でも御説明いたしましたように、田布施体育協会から提出された事業報告書の内容を精査し、課題や問題点を整理いたしました。その上で、同協会とも十分協議

した結果、同施設の指定管理者として適任であると判断しましたので、再指定を行おうとするものであります。なお、指定管理期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年間とするものであります。

議案第64号、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更は、平成26年4月1日より同組合の交通災害共済事務を共同処理する団体に下松市、長門市及び山陽小野田市を加えることに伴うものであります。

以上、本日もご提案申し上げました議案18件についての概要を説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係者から説明しますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤山 巖議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第47号、質疑はありませんか。林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） スポーツセンターの指定管理委託料の件だけ、詳細説明をお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○税務課長（岡本 正君） この度、スポーツセンターの指定管理委託料を補正予算額で160万9,000円の減額とさせていただくことにいたしました。その内訳ですけれども、減額科目として、電気料、水道料、それからプールの監視等のいわゆる人件費、委託料と消耗品としております。

まず電気料ですけれども、考え方としては昨年の実績をもとに、今年度の実績を見ながら、基本額が必要となりますので、昨年度の実績と今年度の基本額を引いたものを減額の金額としていたしました。

電気料については41万5,118円、水道料につきましては33万5,160円。

人件費、プール監視員等と受付につきましては74万円、委託料これは水質検査代ですけど、昨年実績で2万2,640円。それから消耗品、殺菌の次亜塩素酸ソーダ等ですけど9万5,550円で、160万8,468円という金額を出しましたので、160万9,000円の減額とさせていただきました。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） ついちょっと前じゃないですか、電気代が高くなったけ、指定管理料上げてくれと。ちょっと前出てきましたよね。それで、そのときに今年はプールも使いよらんじやろうというお話を私したと思うんです。この間、上げてくれ、今度はまた減らす。一体、これどういう計算しよるん。年間通しての計画はないん。そこらどねえなん。

○議長（藤山 巖議員） 岡本社会教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 20万円の増額をお願いしたのは、昨年度、平成24年度に電気料の高騰で、予算額が足らなくなってきたということでお願いをいたしました。それは24年度のと看で、そして25年度もやはり電気料は今年度も高いだろうということで、昨年、23年度に比べれば20万のアップですけど、増額すると1,809万8,000円を当初予算でお願いしました。その後、プールが使用できなくなるということで、これだけの金額が、プールが使用できるという想定のもとで1,809万8,000円でしたから、プールを使用できなく、使用しなくなりましたので、体育協会と協議しましてこの160万9,000円を減額させていただけるということで、今年度上げて下げたわけではなくて、上げ始めたのは24年度が最初であります。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 上げたのは24年度を上げたんかいね。24年度の何月。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 24年度の3月補正でお願いしたかと思えますけど、24年度分として追加計上をさせていただきました。25年については最初からそこを含んで、20万円上乗せし

た1,809万8,000円で当初からお願いしております。

○議長(藤山 巖議員) ほかにございませんか。林山議員。

○議員(5番 林山 健二議員) それと、それは私の記憶が定かじゃないから。

そうすると、さっき、電気代なんかも使用料で、100円なら100円取るよというような話があった。条例改正のとき。そうすると、来年からは今度は指定管理料も下がるわけ。その電気代分だけ。

○議長(藤山 巖議員) 岡本課長。

○社会教育課長(岡本 憲一君) 利用料の改定のことではないです。利用料金の改定のことでしょうか。

○議長(藤山 巖議員) 林山議員。

○議員(5番 林山 健二議員) なんかスポーツセンターの電気代も結構高いから。今度は、電気代1時間当たり100円とかなんぼとか取るようにするよっていう話、今あったじゃん。それじゃけ、それだけ取ったら、その分だけ指定管理料が下がるんかちゅうこと。

○議長(藤山 巖議員) 岡本課長。

○社会教育課長(岡本 憲一君) 照明料金のことだと思いますけど、それは26年4月1日以降です。26年度からのことでありまして、そういう料金の収入増等は指定料金の計算のときに反映させていただくことになると思います。

○議長(藤山 巖議員) 林山議員。質問ですか。

○議員(5番 林山 健二議員) いや、ようわからんやったけ、言うた意味が。

○議長(藤山 巖議員) 岡本課長。

○社会教育課長(岡本 憲一君) 100円というのは、26年4月、来年度のこととして上がる。それで、これからの指定管理委託料というのを新年度予算に向けて決めていくわけですけども、そのときは歳出の見込みと、それから歳入の見込みの差引とかで指定管理委託料を決めていきますけど、当然、今回の利用料金がもし改定を認めていただければ、収入、利用、スポーツセンターの利用料、プールの利用料金が上がりますので、その差引のときに多く引くといいですか、支出予定から、収入見込みが増えますので、それは指定管理委託料を計算するときの根拠になります。

○議長(藤山 巖議員) 林山議員。

○議員(5番 林山 健二議員) 大体、来年度からの不足が想定できるわけじゃろうがね。基本で取らんかった分、取り出すわけじゃろ。その分だけ電気代が少のうなるわけじゃろうが。実際に、同じ電気代を払っても、照明で入ってきた分だけは収入になるわけじゃけ。初めからその指定管理委託料、それを下げるのかということ聞きよる。後になって計算するんか、最初から下げるんか聞きよる。

○議長(藤山 巖議員) 岡本課長。

○社会教育課長(岡本 憲一君) 確かに、利用料金は上がると思いますけども、来年度以降、消費税の変更に伴って、電気料とか水道料とか消耗品等、あるいは人件費のアップもあるかもしれませんので、そういったことを今から計算しなけりゃいけませんので、指定管理委託料が現時点で、このくらいになりそうだというのは、ちょっとはつきりまだ申し上げられる段階ではございません。

○議員(5番 林山 健二議員) そういうことを言いよるんじゃなかろうが。来年、委託管理する。ほいじゃけえ、最初から下げて、その分だけを下げて、管理を委託するんか。それとも来年やってみて、それで3月補正でなんぼ余りましたけ、なんぼ少のうしますちゅう計算をするんか、どっちかちゅうことを聞きよる。先か後かちゅうことを聞きよる。

○社会教育課長(岡本 憲一君) 当初予算の段階で3年分を見越して指定管理委託料は決めたいと思っております。精算という考えは今回は持ってありません。

○議長(藤山 巖議員) ほかにございませんか。國永議員。

○議員(12番 國永美恵子議員) 11ページでございますが、教育費と総務費の国庫補助金。これが地域の元気臨時交付金という形になっています。教育費のほうはよろしいんですけども、総務費

のほうはせっかくこういうものが入ってきますので、歳出のほうで見ると、積立金に回してらっしゃる。町は予定している、こういう突然に、こういう臨時交付金があったのにもかかわらず、積立金に回すというのが大変理解しがたいです。今、やらなければいけない事業はすぐにでもあるんじゃないかと思うんですけど。それ1点。

それともう一つは、35ページの共同調理場運営費の修繕料です。当初予算でいろいろ修理するという御案内がございました。その修理費が足りないのか、新たに修理するものが出てきたのか。2点お伺いします。

○議長（藤山 巖議員） 西本企画財政課長。

○企画財政課長（西本 重貴君） まず、第1点目の地域の元気臨時交付金は、地域活性化基金に積み立て、なんで積み立てるのかということでございます。この地域の元気臨時交付金というものは、一応、交付対象事業といたしまして、実施計画を作成する地方公共団体の実施計画に基づく事業の、実施に要する費用の全部または一部を負担する事業とするということでありまして。

その中に、地方単独事業にあつては、平成25年1月21日以降に地方公共団体の平成24年度予算または平成25年度予算に計上され、実施される事業であつて、建設地方債の発行対象経費であるものの財源とするもの。または、基金、これは建設地方債の発行対象経費である事業の財源に充てるために積み立てるものに限るということでございます。その基金の積み立ての財源とするものに限ると。この2通りがございまして、今回は、一応、一旦基金のほうに積み立てをいたしまして、この基金を取り崩して、25年度及び26年度の単独事業費に、充当する予定でございまして、充当する事業といたしまして、スポーツを通じた健康づくりと競技力向上のためのスポーツセンタープール改修事業や、社会資本の整理を促進するための道路、橋梁、河川の整備、教育の充実等のための学校施設、設備、給食設備の更新等の財源として、見込んでいます。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） ほかに。すいません、所長。

○給食センター所長（田中 章君） 共同調理場の修繕料でございます。これは当然、当初120万、予定しておったわけなんです、それに予定のない破損ていうか、さすがに19年、20年になりますもんで、上水配管関係、2件なんです約30万円、設備機器の補償というか、業務点検でこれが30万円、29万6,000いくら、合わせて53万4,870円ということで、新たに発生したものです。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 給食センターも、もうかなり古いということはわかってるんですけども、こういうふうに、ちょこちょこ修繕料が出る。総合的に見てというか、全体を見ましたときに、修繕というものが今後どれだけ必要なのかと、大体その年数とか使用頻度とか、いろんなものでわかってくるんじゃないかという気がするんです。そういうもの、計画的にこの修繕をしていこうとか、こういう見通しはないんでしょうか。

もう一点の臨時交付金のほうですけども、さしあたって、対象になるような事業がすぐない。こういうことだろうと思うんですけども、それでプールの、プールでしょうね。これに回すと言われた。25、26とおっしゃったんで、26年度にずれ込む、プールは26年度。（話す者あり）

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） すいません、充当のほうは財政になりますが、プールでいいますと、ちょうどプールの改修事業は25年から26年。25年度も工事をいたしますが、26年度に繰り越す、繰り越し事業で2カ年の事業となります。

○議長（藤山 巖議員） 田中所長。

○給食センター所長（田中 章君） 確かに給食センター老朽化があつて、長期計画の中である程度大きな機械の更新の計画は上げております。しかしながら、今年4月いってみてはじめてわかったん

ですけど、地下部分、見えない部分、見える部分というのは、機械が設置されておるわけなんで、それがもう更新時期のがいっぱいあるよと。年次的にやっていくのもなんですが、地下の、実は20年たつ中で、ピット、中に配管があるわけです。蒸気配管、給湯配管、上水の配管、その辺りで、実は蒸気ボイラー、放水ボイラー順に変えていきよりますが、蒸気のが特に強く、()鉄管です。圧が強いとかそういう理由の中で穴があいて吹くというのが出てきております。

実は、新年度で予算要求しようと思ひよるんですが、まずそのあたりから、上のほうも確かに早う直さんにやいけんのがたくさんあるんですが、下をしっかりと、それから上に入るといふ、ちょっと手順を変えていこうかなと。新年度は見えない部分の配管替えを予定しております。

○議長(藤山 巖議員) 國永議員。

○議員(12番 國永美恵子議員) わかりました。プールのほうは、だから繰り越す部分に充てるということですね。そういうふうと考えてよろしいんですか。

○議長(藤山 巖議員) 西本企画財政課長。

○企画財政課長(西本 重貴君) そうでございます。25年度中に事業完了するのであれば、当然のことながら、国庫補助金で基金に積み立てることなく補正をして執行するわけでございますけれども、終わらないということになりますので、一旦、25年度中に執行する必要があることから、25年度中に基金で一応執行して、積み立て、執行するという形にして、それでそのうちにまた取り崩してそれぞれ実行していくという形になります。

以上でございます。

○議長(藤山 巖議員) 林山議員。

○議員(5番 林山 健二議員) 今の続きなんですが、プールはいつできるの。完成いつなの。

9月議会で予算通さんにや、来年の夏は使えんよという脅しをかけてから通したわけいね。ちゅうことは、来年の夏は絶対使えるんじやろ。

○議長(藤山 巖議員) 岡本課長。

○社会教育課長(岡本 憲一君) 7月1日以降に使えるという前提で、今、手続等取っております。

○議長(藤山 巖議員) 林山議員。

○議員(5番 林山 健二議員) 7月から使えるの。はっきり言うて、はっきり。

○議長(藤山 巖議員) 岡本課長。

○社会教育課長(岡本 憲一君) 今から工事をいたしますので、私が言うこの時点で断言することはできませんけど、皆さんが夏に使えるように、とにかく今一生懸命取り組んでいるところでございます。

○議長(藤山 巖議員) 林山議員。

○議員(5番 林山 健二議員) 夏に言うた、9月に通さんにや来年の夏に間に合いませんよちゅう話やったいね。それで予算を通した。それで今度は間に合うやら間に合わんやらわかりません。えらい言うことがころころ違うかどうかい。

○社会教育課長(岡本 憲一君) すいません。違うというわけではなくて、7月に解放するという前提で、今一生懸命頑張っておりますけど、世の中なにかあるかわかりませんので、順調にいけば当然7月に開放できるということで頑張っております。ただ、本当に世の中どんな天変地異が起こるかわかりませんので、現時点で私が確定的なことを申し上げることができないと、そういう意味でございます。

○議長(藤山 巖議員) 林山議員。

○議員(5番 林山 健二議員) () こと言うちゃつまらんいの。津波やらなんやらおうて、地震におうて、それで大きい被害が出た。それで間に合わんかったって誰も文句言うちゃないの。それがあけえ、確約できません。大体、6月にあげんかったこと自体がおかしいんじゃないかね。それをぎりぎりぎりぎりになって。なんで早目にできんのか。私が言いたいのはそこなんよ。早うや

らんとおって、ぎりぎりになって、それで議会を通すときには半分脅しみたいに。この9月で予算通んかったら、来年の夏に間に合いません。そういう姿勢を言いよる。

それだから、9月に通してもろうたけ、7月末には特別なことがない限りできますというのが当たり前じゃない。そうじゃないかね。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） おっしゃる通り、確かに6月に補正を提出していなかったのは申しわけなかったと思います。9月に出すのが精一杯だったというのが現実でもあります。

今、言われるように、特別なことがなければ7月に開放するというのであれば、7月に開放いたします。

○議長（藤山 巖議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第48号。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第49号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） ありませんか。質疑なしと認めます。

議案第50号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） ありませんか。質疑なしと認めます。

議案第50号。（「51号」と呼ぶ者あり）失礼しました。議案第51号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第52号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第53号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第54号。質疑ありませんか。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） せっかく事前配布の資料を付けていただいておりますので、ちょっとお尋ねをいたします。

資料の中の中学校陶芸教室、コンピュータ教室を削除するものとあり、教室自体がなくなるわけではないと思うですけれども、これはなくなるのか、それとも使用、利用をさせないのか。どういう状況でこれを削除されるのか。それとも使用料を取らなくて無料で使えるのかということですね。

それで、もう一点は武道場のほうの半面1時間につきというのがある。その下に照明設備半面1時間につきというふうになっています。場所は半面ずつ使うということでもいいんでしょうけれども、武道場は、大変勉強不足で申しわけないんですけども、半面を使うということに対して、こういうあげ方でそりゃ半分ずつ使える、両方使いたいんだけど（ ）。半面を使うことに対して半面の照明設備で十分使えるんでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） どなたか。水田学校教育課長。

○学校教育課長（水田 貴之君） 中学校の陶芸教室とコンピュータ教室をなくした理由といたしまして、陶芸教室は、現在使えるような状況ではありません、危険で。危険というか、老朽化しております。

して。そういう状況で外しております。今まで利用者もなかったというので、老朽化が激しくてそれで外しました。

それから、コンピュータ教室のほうですが、コンピュータ教室はやはり、校内の主要なところにありますので、あんまり校内をうろうろされたくないというのと、実際利用者がありません、今までです。もうあっさり外してしまおうということで外させていただきました。

それから武道場の半面の照明ですが、武道場は広うございまして、半面の照明があれば半面は大丈夫です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 御答弁いただいて、ちょっと新たな疑問というか、問題があるんじゃないかと思ったのは、使える状況でない陶芸教室、どうされるんです。

危険じゃないですか。今言われたとおり、危険と言われたのにそのまま放置するのかがどうされるかということです。

○議長（藤山 巖議員） 水田課長。

○学校教育課長（水田 貴之君） どうするかについては、今後ちょっと検討をして、あそこをできれば、何に使うかちゅう目的も考えて検討していきたいとは思っています。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） それは、検討されるのはいいんですけども、危険ということに対して、いつまで検討するのかということです。危険なら早い対応しなきゃいけないでしょ。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは行かれたらわかると思いますが、この工芸教室は教室ではありません。工芸の窯が座ってるだけで特別な部屋ではありません。その窯は中学校開設当時つくったものですが、これは当時、この窯をもし火を付けたら一昼夜寝ずの番をしなければいけないような、かなり専門家が使う高度な、大型の窯でございまして。

しかし、その平成5年以降、ほとんど1教員が転勤をしてからは使っておらず、その後いわゆる専門の美術教員等にどうか使ってみようというような形で、私も指導してきましたが、到底これは一般の教員が使えるような状況ではなくて、今ではなかなか、ガス窯、ガスの施設ですから、なかなか使用が難しいということで、この窯については今後考えていかなきゃいけないと思います。

恐らく、専門家が言うのに、これを使うと非常に危険であるというふうな、指導いただいておりますので使っておりません。またあれだったら、また御案内させていただいて、今子供たちが入れないように全部悴で、これは私が中学校に赴任したときに、校長として赴任したときにも、完全にこれは使っていないし、使えないような状況で、子供が入らないような状況に、危険ですから。というふうになっておりました。ですから、その前に利用していたような状況については、大変、私もあれですが、田布施におりません、よそのほうに勤務しておりますよく存じません、使っていた状況については。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 御答弁をいただければいただくほど、本当に素朴な疑問がいくつも出てくるんですが、なかなかそういう簡単に使えないようなものをつくってしまったという。結局、後はもう壊すしかないみたい。危険で、全くどうにもならないような状況。いろんなものをつくるときには、よく考慮して考えてつくらなきゃいけないなと思います。

以上で結構です。

○議長（藤山 巖議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第55号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第56号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第57号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第58号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第59号。質疑ありませんか。林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） のんびらんど・うましまの条例の一部を改正する条例。今、これ見させていただいたんですが、例で言いますと、キャビン1泊1棟につき9,870円を1万150円にすると。こうなると。しかし、現行、町のホームページなんかでもあったけど、のんびらんど・うましまの利用料、キャビン1棟1泊6,300円。この違いは何。

○議長（藤山 巖議員） 落合経済課長。

○経済課長（落合 祥二君） これにつきましては、指定管理しております関係で、条例上、限度、その範囲内での使用料ということで限度の額で記載しております。ですから、消費税が5%のときの額に1.05分の1.08を掛けた金額で今回の限度額を限定しております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 実際に使うよりもせんような利用料金を出して、それで改正するのだ。実際、今6,300円取る。これで1万円取れるわけなからう。それで、この範囲内で料金を設定するの、指定管理者は。

○議長（藤山 巖議員） 落合課長。

○経済課長（落合 祥二君） はい、そのとおりです。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） ということは、この6,300円がたとえ1,000円でもいいわけね。

○議長（藤山 巖議員） 落合課長。

○経済課長（落合 祥二君） そうです。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） それでええちゅうならそれでもいいんですが。

大体、私らこれが出てきたら、私らはこれだけの料金を取りよると思う。公民館の使用料210円ですよ。これも210円でのうてもいいんじゃないね。私らはそれ書きちゃったらその通りが使用料じゃと思う。それで私らにこれを出すんじゃないら、これ以下ですよとか。そういうものが全然ない。だから私らには全然わからん。

そして、この条例の施行後に改正前の田布施町ののんびらんど・うましま条例の規定に基づいて徴収すべきであった利用料については、なお従前の例による。どういうことなん。意味が一つもわからん。

○議長（藤山 巖議員） 落合経済課長。

○経済課長（落合 祥二君） これにつきましては、指定管理ということで、ある程度範囲内であれば指定管理をされる管理者の裁量です、できるという形でうちの条例が整備されておまして、これは一部改正をする条例でございました。この本来の条例を見ていただいたらわかるんですけども、

それにはそういう範囲内でのというような形で条文整理、条文が規定されております。

それと、後の経過措置につきましては、そういった、もし施行前に（ ）があったらいけないので、そういった条文を附則として追加させていただいているということでございます。一般的な取り扱いの方法としてやっているわけでございます。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） ほんなら、この条例でこれ以内でということはどこに書いてあるの。あんたら、都合のええところだけ抜いちゃ持ってきてから、私らに見せたんじゃわからんよ。

○議長（藤山 巖議員） 落合経済課長。

○経済課長（落合 祥二君） 抜いているわけじゃない、これは一部改正する条例でございまして、例規集の中にちゃんと利用料については、第7条の第2項の利用料金は別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるというふうに規定されています。ですから、これは一部改正する条例ですのでそこまで触れておりませんが、それは本来ののんびらんど・うましま条例を見ていただいたらわかるようになっております。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） その7条をなんでここに入れちゃらん。この値段以内で、町長と決めると。それでさっき言った1,000円でもいいんかって言ったら、いけん、町長と相談して決めにゃいけんのじゃろ。あんた言うことでたらめじゃないかね。

○議長（藤山 巖議員） 落合課長。

○経済課長（落合 祥二君） それはちょっと省略しすぎました。それは当然、それを町長の承認を得て、金額決めることになっております。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） ここね、本会議場でね、適当なでたらめ言うてもろうたんじゃ困るよ。正確に答えてもらわんと。

それと、ほじゃけえ、これについてはこれ以内で町長と相談して値段を決めるわけね。まあええわ。

そして、要はこういう値段の決め方が他にあるかないか。あったら、それを知らせてください。どこにどういふのがあるのか。

○議長（藤山 巖議員） 落合課長。

○経済課長（落合 祥二君） 地域交流館のにもそうありますし、今の特産加工センターにもそういう形になっております。指定管理するところは、私が管轄しているところはそういう形に全てなっております。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） はいじゃけね、別に経済課だけじゃないと思う。他にもあるんじゃない。はいじゃけ、それはちょっと整理して、どういうものが二重構造になっちゃうか。資料提出してください。いろいろなところがあるんじゃないの。

それが、結局私が言いたいのは、要はこういうことやっちゃうと、悪い結果の例がある。調整港。調整港高い料金で設定しちゃって、みんな入って使うてくれちゃうとき、安うするけえ使うてくれちいうて、暫定的に安い料金出した。それでみんなが使いだした。それで使いよったら突然、元の正規の値段に戻しますよ、値上げよ。みんなそれが正規の値段とは一つも思うちゃう。安いのが今までの、それが今まで使いよる料金が当たり前の値段と思うちゃう。それがほんと1.5倍ぐらいになった。みんな逃げていった。はっきりいって私もおいきれんけえ船放しました。そういうことをして、町民からすぐそっぽ向かれるんですよ。

だから、こういう二重構造みたいな値段の設定の仕方、絶対ようないと思う。明確に、キャンプ場はなんぼよ。私らも知っちゃう値段。ホームページ見ても同じ値段。それでなきや嘘と思う。だから、いいです。今言うてもしょうがない。だから、他の課にもあると思う、そういうものが。あったらと

にかく一遍整理して出してください。お願いします。

○議長（藤山 巖議員） ほかに。石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） 林山議員のに関連してなんですが、スポーツセンターのほうは、やはりこういう取り扱いになっとるんですか。ちょっと。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） スポーツセンターの利用料金については、規定上は確かに指定管理者が教育委員会と相談して決めるということになっておりますけれども、この一覧表の金額でいくことになると思います。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） 今、スポーツセンターのほう聞きましたのはどういうことかといいますと、町の方からスポーツセンターのほうにも補助しておりますね。

のんびらんど・うのしまにしましても、年間330万円のこれは町から補助しております。今、林山議員言いましたように、そういうことであれば、やはりこの金額なりは今、スポーツセンターと同じように、もう1万円以内だと。そしたらさっき、極端に言ったら1,000円でもいい。そしたら、今度のはのんびらんどに対して、町民の税金を年間330万円出して、そういうようなことについても、執行部のほうとして無責任だな、（ ）じゃないですか。これはちょっと問題がありますよ。やはり、ホームページに出しておる。そしたら今度、やはりその金額について、そんなにころころ変わるわけやない。幾ら幾ら以内というふうな取り扱いていうのを、これは経営っていつう立場から言ったら改めるべき。管理を任せたらあなたの好きなようにしなさい、1,000円でも2,000円でもいい。だけどうちのほうは1万1500円以内に抑えてると。ほいじゃうちは、町民の税金を330万円ののんびらんどに渡すんじゃないから、その判断で勝手にやってくれ。これちょっと無責任すぎると思いますが、町長、この件について答弁お願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） このまでの契約がそういう状況でずっといってたんですが、私もそこまでチェックしませんでした。それぞれ指定管理をされる方はちゃんとした形でやっていただくというのが大前提でありますから、そんなら、半額でええとか1,000円でもいいとかちゅうようなことで指定管理をされる方じゃないというふうに認識しております。だけどその今言うたように、補助を出しているところが、指定管理受けて自由に自分たちが設定できるということが本当にええのかどうかちゅうのは検討させてください。

利用をしっかりしてもらうちゅうのが大事なんで、その辺は指定管理者のほうで利用料の形がこれなら採算とってちゃんとやっていけるんだ、そういうのを出していただければわかること。うちが指定管理者になんぼでやれという規定はちょっと言いづらいんで条件だけを決めて、話してもらおうと、いうふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） 今、町長に答弁お願いしましたけども、この件について、今、のんびらんど管理者がでたらめをやるとということをおっしゃるんじゃないかと、一生懸命やっておられると思いますけど、やはり双方の契約、これについてはもうなんぼ以下ということやなくて、きちっと金額なり、（ ）して。これがもう1カ月ごとに金額を変更せんといかんとか、6カ月に1回は見直しせんといかんとかいうことであれば別ですけど、今回こうして消費税の来年度からのアップによつてのこの金額というのは、変えるというふうに認識しておるんですが、ぜひ、この件は早急に検討して、またこれが、経済厚生のほうにもなるかと思っておりますけど、回答をお願いしたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） よろしいですか。59号ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第60号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第61号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第62号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第63号。質疑ありませんか。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 参考資料はこれだけでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 岡本社会教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 63号に対する参考資料は、1枚ほど付いておりますが、これがこの1枚だけかということでしょうか。今回はこの1枚だけです。あと9月であらかじめ御説明を全協でさせていただいたかと思えます。この資料だけです。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 先ほどの林山議員のお尋ねになったことをここで聞こうかなと思っておりましたが、石田議員がお聞きになったんで、またいずれ資料も、関連資料も出されると思います。

それはそれでおきますが、前回出された中にこの下に、決算、予算の下の利用数がちょっと書いてあったんです。利用数、わかりますか。それは別にここに書いてなくてもいいんです。事務概要を見ればわかることですから書いてなくてもいいんですけれども、そういう丁寧な資料づくりということに関してはどうかと思いますので、資料1枚だけかというお尋ねをしたんです。

それで、もうここから、3年、3年が過ぎまして、今度は新たに、その次の3年をとということですが、例えば指定管理になってからの使用者の声、こういうものは聞いてらっしゃいませんか。最初の3年は町がやっていたときとどうであったか。良くなったのか、それとも何か不都合があったのか。そしてその3年が過ぎて、今回この3年目が終わろうとするわけですが、そして新たなということになります。そういう時点では使用者、利用者の声を少しお聞きになってもいいかなと思ったんです。特段の問題のとなかなければそれでもよろしいんですが。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 指定管理になりまして、環境整備が良くなったとか、利用料金が収入がとれている等の成果は聞いておると思えます。また、体育協会がスポーツまつりとか主としてやっていたいただきました。その反省会をとおして、そこはソフト面ですけれども、そういう関係した方の声を聞くということはおしてあります。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 良くなったということであれば大変いいことですが、そしてその前の町の管理のときはどうだったのかなど、これもまた素朴な疑問でございます。声を聞いてしっかりとやっていただければそれで結構でございます。

○議長（藤山 巖議員） 答弁しますか。岡本課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 御指摘の点につきましては、より体育協会等連携しまして、皆さんの声を聞くようということをやっていきます。

○議長（藤山 巖議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第64号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を（「すみません」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） 今回の条例の変更は、来年の4月1日から消費税が5%から8%に上がる、その処置の変更だと思うんですが、条例の中に田布施町の土地、地域交流館の横の今、駐車場になっておりますが、その使用料を規定、条例を決めたのが確かあると思います。それは漏れているのか、それとも上げないのか、それともどっかに出てくるのか、その辺がわかればお願いします。総務課長さん。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 土地に関するものは非課税になっておりますので、入っておりませんので、土地、建物、建物でも住宅のように個人の場合は非課税でございますが、会社が入る場合は課税とか、区分がちょっと分かれておりますので、消費税法の区分によって対処すると。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（藤山 巖議員） よろしいですか。議案第64号、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第64号までの18件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はここで散会します。

（ベル）

午後3時30分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 藤 山 巖

署名議員 松田 規久夫

署名議員 木 本 睦 博

議事日程(第2号)

平成25年12月20日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第47号
平成25年度田布施町一般会計補正予算(第5号)議定について
(委員長報告)
- 日程第3 議案第48号
平成25年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第4 議案第49号
平成25年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第5 議案第50号
平成25年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第6 議案第51号
平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第7 議案第52号
田布施町介護保険条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第8 議案第53号
田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第9 議案第54号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第10 議案第55号
田布施町駐車場条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第11 議案第56号
田布施町スポーツセンター条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第12 議案第57号
田布施町特産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(委員長報告)
- 日程第13 議案第58号
田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(委員長報告)
- 日程第14 議案第59号
田布施町のんびらんど・うましま条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第15 議案第60号
尾津漁港管理条例の一部を改正する条例(委員長報告)

- 日程第 1 6 議案第 6 1 号
田布施町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 7 議案第 6 2 号
田布施町下水道条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 8 議案第 6 3 号
田布施町スポーツセンターの指定管理者の指定について（委員長報告）
- 日程第 1 9 議案第 6 4 号
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について（委員長報告）
- 日程第 2 0 議員提出議案第 1 号
道州制導入に反対する意見書
- 日程第 2 1 閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 4 7 号
平成 2 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 5 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 3 議案第 4 8 号
平成 2 5 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 4 議案第 4 9 号
平成 2 5 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 5 0 号
平成 2 5 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 5 1 号
平成 2 5 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 5 2 号
田布施町介護保険条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 5 3 号
田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 5 4 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 5 5 号
田布施町駐車場条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 1 議案第 5 6 号
田布施町スポーツセンター条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 2 議案第 5 7 号
田布施町特産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
（委員長報告）

- 日程第 1 3 議案第 5 8 号
田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 5 9 号
田布施町のんびらんど・うましま条例の一部を改正する条例 (委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 6 0 号
尾津漁港管理条例の一部を改正する条例 (委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 6 1 号
田布施町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 6 2 号
田布施町下水道条例の一部を改正する条例 (委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 6 3 号
田布施町スポーツセンターの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 6 4 号
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について (委員長報告)
- 日程第 2 0 議員提出議案第 1 号
道州制導入に反対する意見書
- 日程第 2 1 閉会中の継続審査について

出席議員 (1 3 名)

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番 | 清神 清議員 | 2 番 | 河内 賀寿議員 |
| 3 番 | 松田規久夫議員 | 4 番 | 木本 睦博議員 |
| 5 番 | 林山 健二議員 | 6 番 | 高川 喜彦議員 |
| 7 番 | 畠中 孝議員 | 8 番 | 石田 修一議員 |
| 9 番 | 西本 篤史議員 | 1 0 番 | 谷村 善彦議員 |
| 1 1 番 | 瀬石 公夫議員 | 1 2 番 | 國永美恵子議員 |
| 1 3 番 | 藤山 巖議員 | | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中田 正美君 書記 森中 博之君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|--------|----------|--------|
| 町 長 | 長信 正治君 | 副 町 長 | 富田 辰也君 |
| 教 育 長 | 尾崎 龍彦君 | 総務課長 | 東 浩二君 |
| 企画財政課長 | 西本 重貴君 | 経済課長 | 落合 祥二君 |
| 税務課長 | 岡本 正君 | 町民福祉課長 | 河村 五男君 |
| 町民福祉課長 同格 | 宮尾 秀紀君 | 建設課長 | 川添 俊樹君 |
| 会計室長 | 大島 克己君 | 健康保険課長 | 猪股 勝美君 |
| 学校教育課長 | 水田 貴之君 | 社会教育課長 | 岡本 憲一君 |
| 建設課技幹 | 鳥上 清史君 | 給食センター所長 | 田中 章君 |

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（藤山 巖議員） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（藤山 巖議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、林山健二議員、高川喜彦議員を指名します。

日程第2. 議案第47号

日程第3. 議案第48号

日程第4. 議案第49号

日程第5. 議案第50号

日程第6. 議案第51号

日程第7. 議案第52号

日程第8. 議案第53号

日程第9. 議案第54号

日程第10. 議案第55号

日程第11. 議案第56号

日程第12. 議案第57号

日程第13. 議案第58号

日程第14. 議案第59号

日程第15. 議案第60号

日程第16. 議案第61号

日程第17. 議案第62号

日程第18. 議案第63号

日程第19. 議案第64号

○議長（藤山 巖議員） 日程第2、議案第47号平成25年度田布施町一般会計補正予算（第5号）議定についてから、日程第19、議案第64号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまで、18件を一括議題とします。

まず委員会の審査の経過及び結果の報告をもとめます。畠中総務文教委員長。

○総務文教委員長（畠中 孝議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る12月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案第47号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第63号及び議案第64号の議案6件について、12月18日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

議案6件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、いずれの議案も全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告とします。

○議長（藤山 巖議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号及び議案第62号の議案12件について、12月16日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案12件について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおりであります。

議案第48号から議案第53号までの6件につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、消費税率8%改定などに伴う議案第57号から議案第62号までの6件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとなりました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（藤山 巖議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第47号から議案第64号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 討論なしと認めます。

次に、議案第47号平成25年度田布施町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成25年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから議案第51号平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についてまで、4件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第48号から議案第51号までの4件は委員長の報告のとおり決定することに可決されました。

次に、議案第52号田布施町介護保険条例の一部を改正する条例及び議案第53号田布施町後期高齢者医療の一部を改正する条例の2件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第52号及び議案第53号の2件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号田布施町駐車場条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号田布施町スポーツセンター条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号田布施町特産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号田布施町のんびらんど・うましま条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号尾津漁港管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号田布施町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号田布施町下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号田布施町スポーツセンターの指定管理の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第62号は——失礼しました——議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20. 議員提出議案第1号

○議長（藤山 巖議員） 日程第20、議員提出議案第1号道州制導入に反対する意見書を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由については、お手元の議案書に明記してありますので、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、議案理由の説明は省略されました。

これから質疑を行います。議員提出議案第1号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議員提出議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議員提出議案第1号道州制導入に反対する意見書を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました議員提出議案第1号について、その字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条により、その整理を議長に一任されたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては議長に一任されました。

日程第21. 閉会中の継続審査について

○議長（藤山 巖議員） 日程第21、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教委員長より会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（藤山 巖議員） これで本日の日程は、全部終了しました。

以上で会議を閉じます。平成25年第5回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 藤 山 巖

署名議員 林 山 健 二

署名議員 高 川 喜 彦